

議事日程 (第2号)

平成23年 3月 2日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第 3 号議案 平成22年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第 3 第 4 号議案 平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)
- 日程第 4 第 5 号議案 平成22年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 5 第 6 号議案 平成22年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 6 第 7 号議案 平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第 8 号議案 平成22年度中間市水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第 8 第 9 号議案 平成22年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第2～日程第8 質疑・委員会付託)
- 日程第 9 第10号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第11号議案 中間市人権のまちづくりセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第12号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(日程第9～日程第11 質疑・委員会付託)
- 日程第12 第13号議案 中間市農事センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例
(日程第12 質疑・委員会付託)
- 日程第13 請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書
(日程第13 趣旨説明省略・質疑・委員会付託)
- 日程第14 請願第2号 2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願書
(日程第14 趣旨説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番 中家多恵子君	2 番 藤本 利彦君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10番 草場 満彦君
11番 中尾 淳子君	12番 古野 嘉久君
13番 上村 武郎君	14番 井上 久雄君
15番 山本 慎悟君	16番 堀田 英雄君
17番 片岡 誠二君	18番 下川 俊秀君
19番 米満 一彦君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	成光 嘉明君
市民部長 ……………	白尾 啓介君	保健福祉部長 ……	藤井 紀生君
福祉事務所長 ……	溝口 悟君	建設産業部長 ……	三島 秀信君
教育部長 ……………	小島 一行君	上下水道局長 ……	永野 博之君
市立病院事務長 ……	行徳 幸弘君	消防長 ……………	一田 健二君
総務課長 ……………	柴田精一郎君		
総合まちづくり課長 ……………			松尾 壮吾君
財政課長 ……………	高橋 洋君	契約課長 ……………	五十田信行君
市民課長 ……………	矢野 良一君	課税課長 ……………	山下 守君
収納課長 ……………	湯浅 貞幸君		
人権男女共同参画課長 ……………			松本 和幸君
こどもと福祉の課長 ……………			白橋 宏君
介護保険課長 ……	山本 信弘君	健康増進課長 ……	木森 光彦君
都市整備課長 ……	中嶋伊佐雄君	産業振興課長 ……	吉國 良一君
教育総務課長 ……	一田 和彦君	学校教育課長 ……	深見 卓矢君

生涯学習課長 …… 山崎 淳子君 営業課長 …………… 有川 善博君
市立病院課長 …… 芳野 文昭君
選挙管理委員会事務局長 …………… 奥野 悦朗君

事務局出席職員職氏名

局長 植木 建一君 次長 小田 清人君
書記 岡 和訓君 書記 江上真由美君

一 般 質 問 (平成23年第2回中間市議会定例会)

平成23年3月2日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
中 尾 淳 子	<p>個人情報保護と自治会活動について</p> <p>本年4月、中間市内の町内会と公民館が一元化され、自治会制度へと移行されます。自治会組織へ移行の目的の一つは、効率的運営が可能な権限と責任を備えた、新たな自治組織づくりを目指し、これまで以上に地域に密着したきめ細かな活動が期待されると伺っています。個人情報保護法により、新たな転入者の把握が、大変に難しいのが現状です。災害時に一人も見逃さないためにも、自治会役員には、守秘義務を課したうえで、活動に必要な個人情報の適切な提供も必要なのではないかと考えます。市長の見解を伺います。</p>	市 長
植 本 種 實	<p>地域の足とコミュニティバスについて</p> <p>いわゆる交通弱者のために、「市民の気軽な足となるコミュニティバスの運行を求める請願」が、先の12月議会で採択されました。私も賛成し、その趣旨には大いに賛同いたします。</p> <p>①コミュニティバス導入検討会では、今までどんな議論がされましたか。</p> <p>②コミュニティバス導入の場合のメリット、デメリットは議論されましたか。市民の中には「大きな赤字になるのではないか」との声もあります。</p> <p>③前回、平成17年に導入が実現しようでしたが中止となりました。それは、どのような理由でしたか。</p> <p>④今回、導入が実現できなかった場合は、どうされますか。</p> <p>私は、乗り合いタクシーや高齢者へのタクシー券配布、有償ボランティアでの送迎など、他の方法も考えてはと思います。いかがお考えですか。</p> <p>学童保育について</p> <p>来年度で市内全小学校に学童保育所が完備します。「鍵っ子」をなくし、放課後の児童の安全のために、大変良いことだと評価いたします。</p> <p>①高学年の保育計画はどのようになっていますか。</p> <p>②対象となる児童は何人で、利用している児童は何人で対象者の何%になりますか。また、待機児童はいますか。利用者の自己負担額はいくらですか。</p> <p>③いわゆる空き教室は、各小学校でどのくらいありますか。</p> <p>④どのような保育が行われていますか。</p> <p>私は、習字、そろばん、囲碁、将棋などを、市民ボランティアが教えたらいいと思います。そうすれば、世代間で文化の交流が行われ、会話も活発になると思います。どのようにお考えですか。</p>	市 長

平成23年3月2日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
掛 田 るみ子	<p>支えあう社会を目指す、要援護者避難支援と避難訓練の実施について</p> <p>中間市災害時要支援者避難支援プラン全体計画が策定されていますが、要支援者リスト及び、個別計画等の進捗状況をお伺いします。</p> <p>災害時には、地域住民の協力が不可欠であり、平時より避難訓練を行うことで、要援護者を中心とした、支えあう地域社会のさらなる充実が図られるものと考えます。本市の避難訓練の実施についてお伺いします。</p>	市 長
	<p>食と読書とスポーツのまち中間について</p> <p>基幹産業のない、住宅都市の本市にとって、人をどのように支え育てていくかが、本市の大きな課題であり、本市として姿勢をあらわすスローガンを掲げることが、まちのイメージづくりになり、まちの活性化も図られるものと考えます。</p> <p>本年4月、地域交流センターがオープン、本議会で図書館の改築とサードブック、また市民球場の芝生化の予算が計上されています。ボランティアによる食育の取り組み、図書館を中心とした読み聞かせなどの読書活動、教育委員会主催のスポーツフェスタなど、総合的にアピールするかたちで、施設の充実を機に、「食と読書とスポーツのまち中間」とのスローガンを掲げ、広く市民の方へ以上の施策をアピールして、本市の姿勢を示してはいかがでしょうか。市長の所見をお伺いします。</p>	市 長 教育長
青 木 孝 子	<p>国民健康保険について</p> <p>国民健康保険法は「社会保障と国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。ところが、国民健康保険税を滞納すると、国民健康保険証を取り上げられ、病気になっても病院に行けず、命にかかわる事態が全国各地で発生しています。</p> <p>市民の負担能力を超えた高い国民健康保険税、また滞納世帯への国民健康保険証の取り上げや差し押さえなどの制裁措置は、誰もが安心して医療を受けられるようにしようという国民健康保険の目的に逆行するものではないでしょうか。次の二点について、市長の所見を伺います。</p> <p>①国保証の取り上げや差し押さえの実態について</p> <p>②国保税の引き下げについて</p>	市 長
	<p>暴力追放について</p> <p>福岡地裁は、2月7日、中間市内で指定暴力団工藤会組幹部を射殺したとして、起訴されていた2人の被告に「犯罪の証明がない」として、無罪の判決を言い渡しました。事件現場の近くに住んでいる人は、「こんな事件が未解決では安心して暮らせない」と訴えています。2月9日には、北九州市小倉北区で企業を標的にした指定暴力団工藤会の犯行とみられる発砲事件が発生しました。事件現場の周囲には小学校や中学校があり、付近の住民は「絶対許せない」と、憤りや不安の声を上げています。また、中間市内の15歳から20歳の青少年17人が傷害や覚せい剤取締法違反などの容疑で逮捕、補導されています。</p> <p>暴力事件などが相次ぐ中、青少年の健全育成、安心・安全な街づくりをすすめるには、市内の人口密集地にある暴力団極政組事務所の撤去は不可欠です。市長の所見を伺います。</p>	
	<p>少人数学級について</p> <p>いじめや不登校、学習に集中できない教室など、学校現場は大変です。子どもたち一人ひとりに向き合える教育環境をつくるには、少人数学級の実施が求められます。教育長の所見を伺います。</p>	教育長

一 般 質 問 (平成23年第2回中間市議会定例会)

平成23年3月2日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
宮 下 寛	<p>市営住宅の居住性について</p> <p>市営住宅の中で、障害者向け、高齢者向けとしてつくられている住宅にバリアフリー化が採用され評価されています。</p> <p>ところが、思わぬところに問題点が浮かび上がっています。この住宅では、洗面所とトイレ、風呂場がワンフロアになっており、アコーディオンカーテンで仕切られています。夏場など暖かい季節においては、風呂の利用は何ら問題はないのですが、秋が終わる頃から冬の時期になると、とても寒く利用できない状態だということです。ある障害者の方は、「週2回のデイサービスの時だけお風呂に入る。あとは入らない」というのです。</p> <p>また、市営住宅で風呂を利用した際、排水溝が浅く、そのうえ狭小のため、湯がオーバーフローし、トイレや洗面所にあふれ、滑りそうになったり、実際に滑って腰などを打って、数日寝込んだ例もあると聞いています。改善が必要だと思いますが、市長の所見を伺います。</p> <p>住宅リフォーム助成制度の実施について</p> <p>昨年の議会において、提案したところですが、市長の答弁は、「検討したい」とのことでしたが、この制度は全国的に経済波及効果や雇用にも大きな影響があるとして、大きく広がっていますし、県下でも広がっている状況ですが、どのような検討がなされたのか市長にお伺いします。</p>	市 長
中 家 多恵子	<p>教育行政について</p> <p>①23年度中間市教育行政方針について</p> <p>②開かれた学校教育等を推進するための情報公開について</p> <p>③子どもを熱中症から守るために小中学校への扇風機の設置について</p> <p>入札制度改革改善について</p> <p>国の調査発表による中間市の落札率は高く県内ワースト4位、中間市の自主財源は31%で、財政状況は一段と厳しくなっています。入札制度改革改善が急がれます。市長の考えを伺います。</p> <p>市民窓口サービスの充実について</p> <p>多くの市町村では、転入転出が集中する3月、4月上旬の窓口延長や窓口開設時間内に来庁できない方に、電話受付で夜間交付サービスをしています。市民サービスの充実の取り組みを伺います。</p> <p>選挙事務従事者の募集について</p> <p>市民の皆さんに政治や選挙に関心を深めてもらうために、期日前投票立会人と選挙期日の投票事務従事者を市民から募集してはいかがですか。経費の大幅削減にもつながります。市長の見解を伺います。</p>	教育長 市 長

議案の委員会付託表

平成23年 3月 2日
第2回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第3号議案	平成22年度中間市一般会計補正予算（第5号）	別表 1
第4号議案	平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）	保健福祉
第5号議案	平成22年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）	市民文教
第6号議案	平成22年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健福祉
第7号議案	平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
第8号議案	平成22年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）	建設上下水道
第9号議案	平成22年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）	保健福祉
第10号議案	中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	総務
第11号議案	中間市人権のまちづくりセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	市民文教
第12号議案	中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例	保健福祉
第13号議案	中間市農事センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例	建設上下水道
請願第1号	国民健康保険税の引き下げを求める請願書	保健福祉

別表 1

平成22年度中間市一般会計補正予算（第5号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表2
第2条	第2表 繰越明許費	総務
		保健福祉
		建設上下水道
		市民文教
第3条	第3表 債務負担行為補正	
第4条	第4表 地方債補正	総務

別表 2

歳入

款別	款別	付託委員会
全	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項目	付託委員会
1	議会費	全項	総務
2	総務費	全項（他の所管に係る分を除く）	
		1項5目	建設上下水道
		3項1目	市民文教
3	民生費	全項（他の所管に係る分を除く）	保健福祉
		1項1目・4目の一部、2項4目、3項1目	総務
		1項5目・6目・13目	市民文教
4	衛生費	全項（他の所管に係る分を除く）	総務
		1項1目（1項2目は保健福祉）	
6	農業水産業費	全項（1項2目は総務）	建設上下水道
7	商工費	全項（1項1目は総務）	
8	土木費	全項（他の所管に係る分を除く）	
		1項1目、4項3目	総務
9	消防費	全項	総務
10	教育費	全項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		1項2目の一部、2項3目の一部	総務
11	災害復旧費	全項	市民文教
12	公債費	全項	総務

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、中尾淳子さん。

○議員（11番 中尾 淳子君）

皆様、おはようございます。公明党の中尾でございます。通告に従いまして、個人情報保護と自治会活動について一般質問をさせていただきます。

本年4月より、町内会と公民館が一元化され、61の自治会という新たな自治会制度へと移行されます。自治会組織への移行の目的の一つは、効率的運営が可能な権限と責任を備えた自治組織を構築すること。二つ目には、これまで以上に地域に密着したきめ細かな活動が期待されると伺っております。

しかし、現在、人々の考えも多様化し、住んでいる人同士の関係も希薄になりつつあります。さらに、少子高齢化が進む一方、将来日本はすさまじい勢いで人口減少社会を迎えようとしています。みんなで支え合い、互いに補い合い、住みよい地域づくりがこれまで以上に大切になってまいります。

しかし、個人情報保護法を背景に必要な情報が入らず、地域への新たな転入者世帯の把握も大変に厳しいのが現状です。地域に住む人々の地縁も広がっていかないのではないかと思います。自治会組織への移行の目的の一つであります地域に密着したきめ細かな活動で、災害時や緊急時に一人も見逃さず、生命を守るためにも、自治会役員の方には守秘義務を適用された上で、個人情報の適切な提供も必要なのではないかと思います。市長の見解を伺います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

個人情報保護と自治会活動についてお答えをいたします。

本年4月1日から自治会制度が開始され、市内の全61地区でこれまでの町内会と町内公民館の両組織が一元化され、自治会という新たな組織が誕生することとなります。

本市が進めます市民協働のまちづくりには、地域コミュニティの活性化が不可欠であり、その中心を担っていただく自治組織には、さまざまな地域課題を解決できる効率的かつ透明性を備えた組織運営が求められていることから、自治会への移行に取り組んでまいりました。

現在、各地区で市民の皆様には、規約の改正及び総会での承認などの手続を行っていただいているところでございます。

さて、自治会役員に守秘義務を課し、自治会に対し、転入者等の個人情報を提供することについてでございますが、これまでも各地区の会長や役員の皆様から、たびたび緊急時や災害時の住民の安全確保、住民福祉の増進、未加入世帯への把握等の必要性から住民の個人情報を提供してほしいとの要望が寄せられており、町内会の運営に当たって、住民把握に苦慮されていることは私も十分承知をいたしております。

しかしながら、情報化社会が進展する中で、個人情報保護意識が高まり、氏名、住所等、個人が容易に特定できる情報を、本人の了承を得ずに第三者に提供することについては、慎重に取り扱わざるを得ない状況でございます。

本市におきましては、国の個人情報保護法が制定されましたことを受けまして、平成18年10月に中間市個人情報保護条例を制定し、個人情報の適切な取り扱いに努めているところでございます。

この条例の中で、第三者に個人情報を提供できる場合といたしましては、「法令等の定めがあるとき」、「本人の同意があるとき」、「本人の生命、身体及び財産の保護のため緊急に必要なとき」などとされており、転入者の個人情報を自治会に提供することは、条例上できないこととなっております。

また、自治会役員に守秘義務を課することにつきましても、個人情報保護条例は市の機関が対象であることから、守秘義務を課することはできないこととなっております。

このようなことから、現状では、転入者等の情報提供はお断りをしており、各地区役員の皆様には住民の協力のもと、隣組名簿を作成していただくなど、可能な限り自主的に住民情報の把握に努めていただくようお願いをいたしているところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、市民協働のまちづくりを進めていく上では、市民の皆様と市とを結ぶ自治会の役割は大変重要なものであると認識をしておりますことから、市といたしましても、転入・転居の届け出に来庁される市民の方には、市民課窓口で職員が町内会の加入案内のチラシをお渡しし、説明を行っております。また、本年2月10日号の広報なかまでは、6ページにわたって自治会特集を組み、自治会制度の周知及び加入促進の呼びかけを積極的に行っているところでございます。

なお、災害時の個人情報の提供につきましては、緊急時にあつては個人情報保護条例の規定に基づきまして、本人の生命、身体及び財産の保護のため、自治会等に提供することといたしております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中尾淳子さん。

○議員（11番 中尾 淳子君）

ありがとうございました。ある自治体では、市の個人情報保護条例の手続によって、町内会長に住民名簿閲覧の申請書を提出してもらい、決定通知後に条件を付して市庁舎の会議室で閲覧をし、町内会側の台帳を書きかえる作業をしてもらっているところもあるようでありました。また、別のところでは、世帯や人口の把握上、やはり必要だという自治会側の要望もあって、生命、身体及び財産保護のためという目的で転入出データを渡しているところもあるようでありました。

お尋ねいたしますけども、現在中間市で行われております一人暮らし高齢者の見守り活動の現状について、65歳以上の高齢者が何名ぐらいで、そのうち、見守りを希望される方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

65歳以上は約1万3,000人ぐらいおられます。そして、一人暮らし高齢者に発送した数は3,243人で、回答がありましたのが2,855人でございます。回答者の中で、見守りを希望される方は今889名となっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中尾淳子さん。

○議員（11番 中尾 淳子君）

ありがとうございます。本当に全体のちょっと計算あれですけど、少ない方が見守りを希望されているように思います。見守りが必要な人はもっといると思うのですが、プライバシー保護が高齢者支援を難しくさせているように思います。組織の制度的な対応に目を向ける前に、何が自治活動の活動源であるかという視点も大事ではないかと思っております。個人情報に十分留意した上で、地域に住む方々の把握が十分にできる情報提供の工夫を要望し、一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

おはようございます。私は、中間クラブの植本種實でございます。通告により一般質問

をいたします。

まず、地域の足とコミュニティバスについていたします。いわゆる交通弱者のために、「市民の気楽な足となるコミュニティバスの運行を求める請願」が、先の12月議会で全会一致で採択されました。私も賛成し、その趣旨、目的には大いに賛同いたします。その上で以下の質問をいたします。

コミュニティバス導入検討会が昨年6月に発足しました。今までどのような議論がされましたか。導入のメリット、デメリットは議論されましたか。どのような営業方法を考えられていますか。市民の間では、赤字が大きくなるとの声もあります。前回、平成17年度に導入が実現しそうでしたが中止となりました。どのような理由かお尋ねいたします。

次に、導入実現ができなかった場合、どのような交通弱者救済をされる予定でございませうか。私は、乗り合いタクシー、高齢者へのタクシー券配布、有償ボランティアでの送迎など、いろんな方法があると考えます。いかがお考えかお尋ねいたします。

次に、学童保育についてお尋ねします。

来年度で市内の全小学校に学童保育が完備します。かぎっ子をなくし、放課後の児童の安全のためにも大変よいことだと高く評価いたします。その上で次の質問をいたします。

高学年の保育計画はどのようになっていますか。また、対象となる児童は何人で、利用している児童は何人で、対象者の何%になりますか。また、待機児童などもありますか。利用者の自己負担はありますか。また、いわゆる一般的に言われている空き教室は各小学校でどれぐらいありますか。次に、どのような保育が行われていますか。私は、習字、そろばん、囲碁、将棋などを市民のボランティアの皆さんによって教えてらいいと思います。そうすれば、世代間で文化の交流が生まれ、会話も活発となり、元気な中間市になると思いますが、いかがお考えですか。

以上でございませう。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

地域の足とコミュニティバスについてお答えをいたします。

まず、初めに、コミュニティバス導入検討会での議論の内容とその中で導入の場合のメリット、デメリットが議論されたかどうかについてあわせてお答えを申し上げます。

昨年の9月議会でも既にお答えいたしましたとおり、限られた財源の中で効率的で最適な交通体系を研究するため、市議会議員11名の皆さんと執行部とで組織するコミュニティバス導入検討会を昨年6月から3回にわたって開催をいたしました。その中には、鉄道、バス、タクシー、ハピネスなかまの送迎バスなど、市内の交通体系についての現状把握を行うとともに、幾つかの運行パターンにおける経費の試算などを行い、コミュニティバスを導入することによるメリットとデメリットについて検討を進めております。

市内をきめ細かに運行するコミュニティバスを安価な運賃で運行することができれば、当然車を運転することのできない高齢者や障害者の方々の外出の手助けになるなど、住民サービスは向上しますが、一方では、現在の公共交通機関と競合するコミュニティバス路線など、新たな交通機関を開設することは、毎年経常的に多額の経費が必要となるばかりではなく、既に多くの利用者があるバスやタクシーなど、既存の交通サービスにも減便や廃業など、大きな影響を与える可能性が高いことなどから、その方向性を定めることについては、慎重を期しているところでございます。

次に、平成17年のコミュニティバス導入計画が中止になった経緯についてお答えをいたします。

平成16年5月からコミュニティバス運行の要望がありました通谷、太賀地区の住民の皆様に対して2回の運行希望や予定利用者回数などのアンケート調査を行い、同年10月に対象地区住民の方々とともに、中間市東部地域交通体系対策協議会を発足いたしました。その後、折尾警察署へ運行ルートの申請や確認も終了し、平成17年4月から試行できる体制が整ったことから、引き続き、同地区を走る全競合交通事業者の同意確認作業に入り、バス事業者においては、路線の一部変更などでおおむね了承を得られましたが、その他の事業者につきましては同意を得ることができませんでした。

その理由といたしましては、通谷、太賀地区の住民全員が乗り合いバスの利用対象になることは、当該交通事業者で働く方々の生活権を脅かすことになるため、乗車する人を高齢者か、もしくは高所地区のみと限定するなど、目的をはっきりしてほしいとの意見でございました。

その後、協議会にも諮って協議をいたしましたが、交通事業者の要望どおり、利用者を限定した場合には、採算性や公平性の面で課題が多く運行は難しいと判断をしたところでございます。

最後に、今回導入が実現できなかった場合の対応についてお答えをいたします。

コミュニティバス導入検討会の中で導入が困難という判断に至った場合、その理由がいかなるものであるかによって、その後の対応が変わってくるものと考えております。特定の交通事業者からの反対により計画が頓挫した場合には、その事業者への影響が少ない代替策を考えていかなければなりませんし、多額の運行経費が市の財政を圧迫するということであるならば、行政負担の少ない民間や住民主体の運行形態を考えていくこととなります。

議員からご提案のありました乗合タクシーは、需要のある時間帯だけ予約制によって運行する効率的なオンデマンド型の運行を採用することが多く、コミュニティバスの一手法として近年注目されております。車両が小型で輸送力に劣り、予約が必要となる手間はございますが、家から目的地までドア・ツー・ドアで乗客を運ぶため、非常に利便性が高いのが利点であります。一方、料金設定を慎重にしなければ、タクシーやバスなど他の交

通事業者の経営を圧迫することになる恐れがございます。

また、高齢者へのタクシー券配布につきましてでございますが、例えば、現在障害者に対して行っている福祉タクシー料金助成事業と同様、1人当たり年間36回分の初乗り運賃を助成する場合、65歳以上の高齢者すべてに配布すると、およそ3億円が毎年必要となります。また、75歳以上に限定いたしましてとしても1億5,000万円かかる計算になります。この金額は、現在の中間市の財政運営上、容易には負担することのできない額でございますし、導入には慎重にならざるを得ません。配布の対象をさらに限定したり、助成の方法を再考するなど、導入を検討する余地はあると考えております。

また、有償ボランティアによる送迎につきましては、平成18年の道路運送法改正によって正式に法律上に明記された制度で、NPOや社会福祉協議会、商工会議所などが、要介護者や身体障害等の方々に対して、小型の車両により有償で運送を行うものでございます。しかし、登録の要件としましてバスやタクシー事業者では生活に必要な輸送が確保できない地域であることが求められること、また、他人を有償で運送する以上、旅客の安全性や利便性が確保されなければならないことなどが課題として挙げられております。

いずれにいたしましても、コミュニティバスにはさまざまな形態があり、それぞれメリット、デメリットがありますので、中間市の現状と費用対効果を検討しながら、最適な交通体系を考えてまいりたいと思っております。

次に、学童保育につきましてお答えをいたします。

まず、高学年の保育計画についてでございますが、本市の学童保育につきましては、政府が定めた「放課後児童クラブガイドライン」に沿って運営しており、対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童、または健全育成上指導を要する特別支援学級の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童となっております。

現在、本市におきましては、原則、小学校1年生から3年生までの児童を対象としておりますが、児童の生活状況等に応じて高学年の児童の受け入れも実施をいたしております。

なお、来年度の政府方針案によりますと、新育児策としまして、「子ども・子育て新システム」で、学童保育についての対象児童を原則、小学校卒業まで引き上げるとの方針であり、これが決定されますと、本市におきましても、同様に対象児童を小学校6年生までとする予定でございます。

次に、対象児童者数、利用者数及びその割合についてでございますが、市内6小学校の1年生から3年生までの児童総数は1,012人となっております。また、本市1月末現在の利用者数は、261人となっております。しかしながら、学童保育所への入所基準に該当する児童数の把握が困難であることから、利用割合までは算出できておりません。

次に、待機児童数及び利用者の自己負担額についてでございますが、待機児童については学童保育所への入所要件を満たしている利用者からの申し込みにつきましては、すべて

受け入れを行っているため、待機児童はおりません。

利用者の自己負担についてでございますが、すべての学童保育所において、毎月の利用額を一律5,000円といたしております。

また、平成23年度から、夏休み期間の8月分を、一律1万円に統一したところでございます。

次に、保育内容についてでございますが、本市の学童保育は子どもの健康管理、安全性の確保、情緒の安定を図ることを主に、子どもの学習活動を自主的に行える環境づくり、必要に応じた援助等を実施いたしております。

また、長期休暇には工作教室、プール遊び、映画鑑賞、クリスマス会、餅つき大会など恒例行事を設け、子どもの健全育成上必要な活動を実施をいたしております。

このような行事をボランティアによる協力を得ながら実施している学童保育所も多く、今後はすべての学童保育所で世代間での文化の交流が積極的に取り入れますよう指導してまいりたいと考えております。

次の空き教室につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

いわゆる空き教室は、各小学校にどれぐらいありますかとのご質問についてお答えいたします。

授業を行う教室はもちろん、特別教室、図書室、少人数学級、小学校低学年の生活学習室、通級指導教室、パソコン教室、ランチルーム、教具室等々で、現在の教育課程に沿った教育活動を行う上ですべての教室は重要な役割を果たしています。したがって、「いわゆる空き教室」は現在存在いたしておりません。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

再質問させていただきます。まず、コミュニティバス導入検討会が3回ほど行われたということですけど、結論はいつごろに出す予定なんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申し上げましたように、いろんな問題抱えておりますんで、いつまでという、今のところは決めておりませんが、そういうふうないろんな問題を早期に解決いたしまして、できるだけ早くやっていきたいなど。

先ほど申しましたように、メリット、デメリットいろいろございますので、これからまた議会ともども検証してまいりたいなと思っております。やりたいということはやまやまでございますけども、大きな財政支出等々伴いますんで、いろんな面で調整しながら、今後検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

先ほどのご答弁に慎重に検討しているというふうにありました。私も慎重であるべきだというふうに思いますが、市民の間には、コミュニティバスについての要望が大きいという認識は持たれていると思います。

○市長（松下 俊男君）

もう当然ですよ。

○議員（4番 植本 種實君）

そこで、私は、中間市は、4キロ四方で狭いと言われますけども、これ見方によっては、4キロ四方狭い、長所ではないかというふうに思います。この長所である狭さを生かして交通弱者をなくすのは不可能ではないというふうに思います。

それと、高齢者社会になり、生活環境も変わっていきます。5年後、10年後先の市内の公共交通のあり方を検討すべきではないかと思っておりますけど、いかがお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員さん言われるとおりでございます。私も積極的に交通弱者というか、高齢化社会になりまして、市民の皆様が元気に外に出ていけるような、そのような交通体系というのを構築していきたいと、そういう強い思いでございますので、このコミュニティバスにつきましても、前向きに検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私は、コミュニティバスにとらわれず、お出かけをしていただけるように、ぜひ施策を実行していただきたい、そのように思います。

次に、学童保育について伺いますが、今までのように、かぎっ子をなくし、放課後の子どもの安全確保という目的だけでなく、積極的に子どもを育てていくべきだと私は思います。そこで、高学年も学童保育、今は受け入れているというふうに言われてますけども、来年度からは、希望者は学童保育に通えるようになれば、新たに建物を建てるのではなく、先ほどの教育長のご答弁の中にありましたけど、空き教室はないというふうに言われます

けども、整理整頓して使えるようにしたらどうかと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

先ほども申しましたように、現在、昔と違いまして少人数学級という形で、1クラスを半分に分けて教室を使ったり、いろんな形で各教室を使っているわけでございます。今年から、全学校に学童保育が入るようになりましたけども、今度、中間小に入るとこも、会議室を学童保育の部屋にしたような次第でございまして、教室ではございません。教室は全部使っているような状況でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

それと、月に5,000円、それから、夏休みは1万円というのはちょっと高いんではないか。子ども2人、兄弟でいけばもう1万円になると思いますけども、その辺の市の補助とかそういうのはないんですか。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

お答えいたします。学童保育は、各委託で行っております。その委託業者のほうには、委託料を支払いをいたしまして、各保護者負担として1カ月5,000円、そのうちほとんどがおやつ代という形になっておりますので、家にいてもおやつは食べているので、その辺は高いとは感じておりません。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

お金のことはなかなか難しいんですが、私はちょっと昔の寺子屋のイメージをして、学童保育で、生け花とかお茶、お花、それから、将棋とか百人一首とか、そういう文化伝統を伝承できるような寺子屋教育のような学童保育にしてはどうかというふうにご提案いたしますけども、市長どのように思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いろんなことを教えてという、そのことでございます。先ほど答弁いたしましたように、あるところでは、そういうふうな地区の方のいろんな協力、ボランティアの方のいろんな

協力をいただきながら、いろんな事業をやっているというところでございますし、これは塾ではございませんので、そこでいろんなことを教えてたりというその部分、ちょっと違うのかなというその思いもございます。対象者の方は限られておまして、その方に限って、何か特別なそういう事業的なことをやれば、またそこに行かれてない方とのまたいろんなこともございますので、一応学童保育所という目的の範囲の中でできる限り、地域間交流等々含めてやっていきたいなど、そんなふうには思っておりますけどが。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

おっしゃるとおりですけど、私の言いたいのは、そこだけで、宿題だけとか勉強だけするんじゃないくて、文化伝統も継承できるような学童保育であってほしいなというふうに要望します。

以上で一般質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。改選前、最後の一般質問になります。これまで、微力ではありますが、中間市に少しでも貢献できればとの思いで私なりの質問を行ってまいりました。議員の皆様、また、市長、教育長を初めとする執行部の皆様には、私のつたない質問におつき合いいただきありがとうございます。皆様の胸をお借りしながら2期目の議会活動をさせていただきましたことに、この場を拝借し、改めてお礼申し上げます。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

初めに、支えあう社会を目指す、要援護者避難支援と避難訓練の実施について質問いたします。

本年4月より、町内会と公民館が一元化され、今後、本市が目指す協働のまちづくりのかなめとなるべく、自治会制度がスタートします。

先の広報なかまの掲載されておりました自治会加入状況を拝見し、加入率が50%を切る自治会があることに驚いております。

地元自治会でも、親の介護で余裕がない、共稼ぎで時間が取れない、高齢になって地域活動が負担である等、さまざまな理由から、町内会から抜ける家庭が見受けられます。

忙しく、余裕のない家庭にとって地域活動はわずらわしく、それ以上の必要性が感じられなければ、地域につなぎとめることが難しい時代になってきております。

今、行政に求められるものは、時代に見合った新しい地域の絆づくりのための支援なのだと考えます。

そのためのアイテムになるのではとの思いから、災害時の要援護者支援について質問をいたします。

平成16年と18年に続いて、今回は3回目になります。平成18年の9月議会で、松下市長は、国の示したガイドライン並びに県が作成したマニュアル等を参考に、関係機関と協議を行い、災害時要援護者避難支援計画の策定に向け検討してまいりたいとのご答弁をいただきました。あれから2年半、昨年3月、「中間市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」がようやくでき上がりました。

策定より1年、支援計画の最重要事項になります、要援護者リスト及び個別支援計画の策定の進捗状況をお伺いします。

また、災害時こそ、遠くの親戚より、近くの他人が頼りであり、地域住民の協力が不可欠です。平時より避難訓練を行うことで、要援護者を中心とした、住民間の相互理解が深まり、支えあう地域社会のさらなる充実が図られるものと考えます。全体計画にも掲げられております避難訓練の実施について重ねてお伺いします。

次に、食と読書とスポーツのまち中間について、質問いたします。

元気な風がふくまちなかま、ひとの元気がまちの元気と、本市は元気をキーワードにまちづくりを進めておられます。

基幹産業のない、住宅都市の本市にとって、人こそが財産であり、人をどのように支え育てていくかが、本市の大きな課題と言えます。

本市として、人の元気をどのように支え育てていくのか、市の姿勢をあらわすスローガンを掲げて、元気なまち、もしくは元気な人のイメージの明確化を図ってはいかがでしょうか。具体化することで、まちの活性化が期待できるものと考えます。

さて、本年4月、地域交流センターがオープンいたします。また、新年度事業として、図書館の改装とサードブック事業、市民球場の芝生化の予算が計上されており、施設及び施策の充実が図られることになります。

現在、食生活改善推進会のボランティアの方によって食育の取り組みが進められており、図書館や学校では、読み聞かせのボランティアグループが読書活動を推進しております。昨年は、教育委員会主催で、新しい試みである第1回のスポーツフェスタも開催されました。

私は、先のような市民や、行政の頑張りをもっとアピールするべきだと思っております。

そこで、それぞれの事業を総合的にアピールできる「食と読書とスポーツのまち中間」のスローガンを掲げてはいかがでしょうか。

広く市民の方へこのたびの施設の充実とともに本市の施策がアピールでき、ボランティアの方々の励みにもなると考えます。市長の所見をお伺いします。

以上、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

支えあう社会を目指す、要援護者避難支援と避難訓練の実施について、お答えをいたします。

災害時要援護者の避難支援対策につきましては、平成16年に発生した福井豪雨におきましては、被害者の多くが災害時に必要な情報を、迅速かつ的確に把握をし、自らを守るために安全な行動をとることが困難な、いわゆる災害時要援護者であったことなどが契機となって、進められているものでございます。

国におきましては、「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」を図ることを目的としましたガイドラインを市町村に示し、災害時要援護者の避難支援プランを策定するよう求めております。

災害時要援護者避難支援プランは、策定の目的、自助・共助・公助の役割分担や対象者の範囲等の基本的な方針を定めた「全体計画」とこの計画をもとに、対象者一人ひとりの支援の方法を定めた「個別計画」から構成されているものでございます。

本市の「全体計画」につきましては、関係各課で組織する「災害時要援護者避難支援検討会議」を平成20年8月から昨年3月までの間に6回開催をし、計画策定のため、対象者の範囲などについて検討を行ってまいりました。

また、市民の皆様の意見を、計画に反映させるため、視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者の皆様等々の団体の皆様に説明を行った後、昨年1月12日から1カ月間パブリックコメントを実施いたしております。

この結果、5名の方から53件の貴重な意見が寄せられましたことから、意見の一部を計画に反映をし、昨年の3月に全体計画を策定したところでございます。

この計画では、被災するリスクが高いと思われる方から重点的に個別計画を策定することといたしております。

対象者の情報を収集する方法につきましては、介護保険課が保有する情報をもとに、住所、氏名、障害の程度等を把握し、要援護者リストの策定を行いますとともに、このリストをもとに要援護者マップを作成し、対象者がどこに住んでおられるのかを地図上でも確認できるよう、現在、準備を進めております。

また、要援護者の支援体制といたしまして、来年度、「ハピネスなかま」と「地域交流センター」を福祉避難所に指定することといたしております。要援護者の方は避難生活が長期化した場合には、一般の避難所では、支障を来たすと思われまことから、バリアフリー化された、これらの施設を利用させていただきたいと、そのように考えております。

避難訓練につきましては、昨年度は、特別養護老人ホーム第2智美園及び土手ノ内市営住宅において、本年度には、中鶴県営住宅におきまして、火災が発生したとの想定で実施したところでございます。

また、来週の日曜日には、星ヶ丘団地で実施することといたしております。

職員に対しましても、昨年度に、災害発生時の初動体制の確認と災害対応の迅速化を目的とし、図上訓練を実施いたしました。来年度は、国から専門の講師をお迎えして図上訓練を実施する予定であります。また、市庁舎におきましても、火災が発生したとの想定で、初期消火及び避難誘導についての訓練を実施したいと考えております。

さらに、本年4月から新たに自治会組織が発足いたしますことから、地域の実情に応じた避難訓練を実施してまいりたいと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、災害が発生した場合には、公助、共助、自助の連携が重要でございます。要援護者避難支援対策は、共助である、地域の力が大きな役割を果たしますことから、現在、進めております「市民協働のまちづくり」をさらに推進することが重要であると考えております。

今後とも、地域の中で支援を必要とされる方々が、地域の皆様から支援を受けられるようなまちづくりを行い、要援護者の避難支援対策につなげてまいりたいと、そのように考えております。

次に、食と読書とスポーツのまち中間について、お答えをいたします。

市民の皆様が、生涯にわたり健康で安心して暮らし、子どもたちが健やかに育ち、学び・楽しむことに生きがいを感じながら、生き生きと生活できることが大切でございます。

そのためには、健康づくりの推進や医療の充実、地域で見守り支え合う環境や体制づくりなどを進めていくことが必要と考えております。

また、子どもから高齢者まで、文化や読書やスポーツにいつでも親しむことができる環境づくりも求められております。

このような中、ボランティアによる食育の取り組みといたしましては、中間市食生活改善推進会が市民の健康維持増進のため、各種料理教室や公民館昼食会、小学校の家庭科授業の支援など幅広く活躍をしておられます。

そのため、食生活改善推進会が地域で質の高い活動ができるように食生活改善の方法や食育の普及活動についての研修の実施、地域住民に対する食育に関する講座の開催等、食育の普及啓発活動への支援を行っております。

さらに、「健康日本21」の趣旨を踏まえ、子どもから高齢者まですべての市民の皆様が自分の健康について自己実現を目指す活動として、食生活改善推進会が、健康づくりヘルスサポーターを育成し、健康づくりを進めているところでございます。

また、読書につきましては、市民図書館を平成23年秋から改修工事に着工し、平成24年6月のリニューアルオープンを予定しております。

視聴覚コーナーやインターネットコーナーの充実、IC導入による貸し出し、返却時間の短縮、資料の盗難防止、また、新たに学習室を設置をし、学習施設としても市民にとって役立つ図書館にしたいと考えております。

子どもの人間形成に読書が果たす役割は大きく、社会全体で読書活動を支援し、浸透させていく必要があると考え、既の実施しております「ブックスタート」、「セカンドブック」事業をさらに充実するため、来年度から「サードブック」を実施する予定にしており、幼児期に絵本を提供し、読書好きの子どもが多く育つことを願って実施するものでございます。

中間市内には、子どもの読書のために地域や学校で活動されている読書ボランティアグループがあり、図書館で読書ボランティアと図書館職員の協働でおはなし会を実施いたしております。

新しい図書館では、ボランティアグループがさらに活動を広げるため、おはなしコーナーだけではなく、たくさん子どもたちが参加できるおはなし会や読書に関する研修会等に多目的室を使い、知識と技術を向上させることで、子どもたちに読書のすばらしさを知る機会を増やしてまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、スポーツフェスタにつきましては、従来の市民体育祭を見直し、本年度は新たな試みで「スポーツフェスタ2010」として、メイン会場を体育文化センターに移し、総合開会式を行い、市内の体育施設や小学校を使用して、各競技団体が大会や教室を開催する分散型競技方式にて開催をし、多くの市民の方々の参加をいただきました。

今後におきましても、ニュースポーツなどを普及し、子どもから高齢者までの市民参加型のスポーツ大会として、スポーツフェスタを定着していけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、来年度は市営野球場の大規模改修によりまして、芝生の張り替えや土壌改良を行い、市民の皆様がよりよい環境でスポーツに親しんでいただけるよう施設の整備充実に向けても計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

市民の皆様それぞれのライフスタイルの中でスポーツに親しみ、スポーツを育てる活動は社会全体の活力を維持するために大きな意義があり、青少年の健全育成や地域住民の一体感や地域社会の再生にも大きく寄与するものでございます。

以上申し上げましたように、それぞれ必要な施設整備を進めており、イメージアップの方法といたしましては、広報やマスコミ等あらゆる手段を使って、「元気な風がふくまちなかま」のスローガンのもと、個々に宣伝・周知する予定にしておりますが、議員からいただきましたご意見のとおり、市民の皆様にはわかりやすく方向性をお示しすることや、インパクトのある事業の組み合わせ、ネーミング等を考えながら、スローガン等の検討をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ご答弁ありがとうございました。まず、初めに、要援護者支援について再質問をいたし

ます。ここの私の手元にあります中間市災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づいてちょっと質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、対象者の範囲が掲げられておりますが、現在、要援護者の対象者の数はどのくらいいて、リストへの登録はどのようになさっているのかをお伺いします。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

要援護者の数は、要介護者と障害者で対象者は約1,750名でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

もう一つ伺ったんですけど、この方たちを要するに要援護者リストに登録を促すような形にするのかなと思っておりますけど、そういった方法ではないんですか。その辺、どういう形でリストを作成していくのかお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

お答えします。今個人情報保護条例の関係もございまして、保健福祉部が所管をしておりますそういったリストを実施機関内部では共有できますことから、総務課のほうに情報を集めて、リストを作成してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

まだ策定途中だということですのでよろしいですね。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

そのとおりでございます。策定途中でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

この全体計画におきましては、この要援護者リストの作成がもうとにかく一丁目一番地であって、最重要なところになってくると思っております。こちらによりまして、全体計画によ

りますと、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式というリストの登録の仕方が3つ載っておりますけども、具体的に本当にどこにどういった人たちがいるのかということ、また、個別計画を立てるに当たっては、しっかりと皆さんの同意のもとに登録をしていただかなければいけないという作業になってくるかと思えます。

そういった具体的な訪問作業なり、また、公募するなりのその方法についてはまだ何も検討されてないというふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

今リストを作成中でございます。リストができましたら、基本的に共有方式ということで、まず内部でどういった方がいらっしゃるのかというのを十分把握をします。その後に、そのリストに上がっている方々の同意を得なければなりませんので、その同意をとるために、基本的にはダイレクトメール等でまず同意を得る方向の作業をしていきたいなというふうに考えています。

ただ、他の市町村なんかの事例を見ますと、ダイレクトメールで出した場合は、なかなか返事が返ってこないとか、同意が得れないとかというような状況がございますので、町内会の自治会が来年度新たに発足をしてまいりますので、そういった自治会の関係者等の協力を得ながら、そういった部分をしていきたいなというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ぜひとも丁寧に1件1件本当にどうしてこのリストに登録しなければいけないかということを、本当に皆様の命を守るために中間市はこういうことを推進しているんだということを理解していただく形で進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、これを進めていきますと、市の行政の中に横断的組織として、災害時要援護者支援班を設けるというふうになっておりますけども、支援班のメンバーはどのようになっているのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

お答えします。

ちょっと待ってください。

○議員（9番 掛田るみ子君）

3 ページです。

○議長（井上 太一君）

どうということね、大体。なら最初から総務部長が手を挙げるべきでしょう、これは。柴田総務課長、いいですよもう。

○総務課長（柴田精一郎君）

答えます。済みません。

○議長（井上 太一君）

はい。

○総務課長（柴田精一郎君）

今防災計画の中に、さまざまな所掌事務がございます。この中に衛生救護班というのがございます。衛生救護班は市民部長が総班長になります。副班長といたしまして介護保険課、こどもと福祉の課、健康増進課、保護課、環境保全課、人権男女共同参画課というふうになってございます。この衛生救護班の中に、今掛田議員が言われた支援班をつくってまいる。基本的なこのメンバーが基本的な組織になるということでございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

まだこのメンバーが決定しているわけではないというふうに受け取ってよろしいんですかね。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

立ち上げた場合には、このメンバーが中心になりますということでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

済みません、続きまして4ページのほうに移って、避難準備情報のほうなんですけども、さまざまな障害者の方たちの情報伝達が載っておりますけども、先ほども計画を立てるに当たっては、障害者の方たちからいろんな聞き取りをしたということを伺いました。情報の伝達手段はそれぞれ万全なのかどうか、お伺いします。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

避難情報を伝達する場合には、さまざまな形で、複数のルートで通達をしていこうとい

うふうに考えております。どうしても要援護者の方につきましては、避難に時間を要するというようなことが想定されますので、早目早目の対応が必要であろうというふうに考えております。

その情報伝達ルートといたしましては、直接要援護者に市から伝達する方法、あるいは避難支援者を通じまして要援護者に通達する方法、それから福祉団体のネットワークを活用して伝達する方法、そういったものを使いながら、確実に要援護者に伝わる方法を考えていきたいというふうに考えてます。

一応その手段といたしましては、基本的には電話の連絡が中心となるのかなというふうに考えておりますが、これに加えてメール等も使ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

それじゃ、とぼして最後のほうに避難支援プランという個別計画の策定の進め方っていうところがあります。7ページになりますけども。そこに、要援護者一人一人についてどこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要であるということで、物すごく具体的に計画を立てなければいけないような内容が書かれております。

おおむね22年度末をめどに、避難支援プラン計画を策定するというふうになっておりますが、今のご答弁では、まだまだそういう段階ではないし、この全体計画の中身もきちっとしたものだというふうには受け取れないような答弁だったというふうに思います。

これをなぜこうしつこくしたかといいますと、やはり本当に幸いなことに、昨今本市が大規模災害に見舞われることがなくて、計画の必要性が乏しいというその認識から、こういった具体的な取り組みが、計画ができて遅れているのかもしれないというふうに受け取ります。

ただ、これは市民の生命、身体及び財産を守るために災害対策に取り組むことは、市町村の責務であると総務省のガイドラインにも述べられていますように、この計画は市民一人一人の命をどう守るのかという本市の姿勢を示す大切な計画であり、地域の防災意識の向上と地域のきずなを深めるものであると思っております。市長はどのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今議員さん言われるとおり、別になんといいますか、災害が少ないからそういうあたりの手を抜くってことはございませんし、耐震化につきましても、ご存じのとおり各学

校年次的にやっております。

それは、いつ起きるかわからない地震に対しての対策ということで、災害に対して手抜きをやっとるんじゃないかということにはなりませんし、今町内会組織、公民館組織を一本化して、一元化しまして自治会組織に今移行しようといましてしております。地域も少し混乱をいたしております、いろんな面です。だから、この地域ごとに避難訓練等々をしていただきまして、実際にいただきまして、どういうところに問題があるのか、一遍私どもは把握したいなど。

また、役所もこれも避難訓練したことございません。ほとんど私が市長になってしたことございませんので、これをやれという話をしております。

まず各課何をもち出すか、それぐらい決めとけというようなことで、ある程度それと、私どもハザードマップ等々作成して、大きなところの避難場所は示しておりますけども、各町内会でもし何かあったときは、まずいつここに集まりましょうと、町内会の人たちがそういうふうな町内会ごとの状態にあった避難場所なり、避難経路なりをまず決めていただいて、それから大きな避難場所に行くというふうなことも、もう少し具体的なきめ細かい避難訓練、各自治体で今後お願いしていこうかなと、そんなふうに思っております。

どのような災害起きるかわかりません。私ども全職員がそういうふうな要支援者の方のほうに行きますよといっても、どのような災害があって、交通手段がなくなる可能性もございまして、そういうことも含めながら、できるだけそういうふうな努力はやりますけども、一番基本になるのは、やはり地域身近におられる方が基本的な援助組織と、そんなふうに思っておりますので、自治会あたりで十分協議してまいりたいと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

現在の自治会制度が安定した折には、きちっともっと具体的に有効的な形での計画の実施をしていただけるということで、受け取ってよろしいでしょうか。ぜひとも丁寧に一人一人に沿ったもうほんと最善の個別計画を立てていただき、避難体制を整備し、本当に要援護者が地域に守られながら、安心して暮らせるような中間市を目指していただきますように要望し、要援護者支援についての質問を終わります。

次の質問に移ります。

ただ、本当に中間市がいろいろ活動していることを、先ほど市長のほうからご答弁いただきました。昨年行われました本市の英語暗唱大会の課題に、「新幹線は一つ一つの車両にエンジンがついているから速いのだ」という内容の文章がありました。現在は時代の変革期であります。各部がエンジンをつけて連結してレールの上を走ることが求められている時代であり、そのレールの方向性を示す役割が求められているのが現状ではないかと思

います。その役目を果たすのが首長であり、また本市の中枢に当たる総務部の役目と認識しております。

その方向性を市民にアピールする手段として、スローガンを提案いたしました。私自身もこれがベストだと思っているわけではありませんので、今回は再質問はいたしません。

先ほど植本議員の質問にもありましたけども、本市はもう4キロ四方という面積であり、顔の見える行政運営が可能だという点が最大のメリットであります。一般的に行政は原理原則主義に徹する余り、無機質になりがちな面がありますが、本市なら現場主義に徹した血の通うぬくもりのある行政運営ができるのではないかと確信しております。

市長を初め執行部の皆様におかれましては、中間市のよさをアピールし、市民の元気を支え、また中間市に元気な風を吹かせていただきますように切にお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、国民健康保険について質問をいたします。

国民健康保険制度は、自営業者や年金生活者、またリストラや倒産などによる失業者など低所得者が多く、もともと加入者が支払う保険料だけでは成り立たない制度であり、国の責任として国庫負担が行われています。

ところが、1984年以来、この国庫負担がどんどん削減され、2005年、2006年度にも三位一体改革の名のもとに国庫負担が減らされ、かつて国保財政の全体の半分を占めていた国庫負担が、2008年度には24.1%まで切り下げられています。その結果、保険税の引き上げが繰り返され、保険税を払えない人が増えています。

昨年8月に行われました日本共産党の市民アンケートでは、市民が中間市にしてほしいことの第1位は、国民健康保険税の引き下げでした。市民の負担能力を越えた高い国民健康保険税や滞納世帯への国民健康保険証の取り上げ、差し押さえなどの制裁措置は、社会保障と国民保健の向上に寄与するという国民健康保険制度の目的に逆行するものではないでしょうか。

国民健康保険には、中間市民の30%、世帯にすると40%の世帯が加入しています。市民が安心して受けられる国民健康保険制度にすべきと思いますが、次の2点について市長の所見を伺います。

一つ目は、国保税滞納者への国保証の取り上げや差し押さえの実態について伺います。

二つ目は、子ども2人、4人家族の国民健康保険税は、所得200万円で33万4,000円、所得の16%にもなるなど重い負担になっています。高過ぎる国民健康保

険税の引き下げについてお伺いをいたします。

次に、暴力追放問題について伺います。

中間市は、暴力追放都市を宣言し、中間市民の人権と平和な文化生活を守り、明るいまちづくりのためにあらゆる暴力を排除することを決意いたしました。その後、中間市議会は暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める請願を全議員の賛同で採択しています。このように、行政と議会、また市民が暴力追放を掲げ、暴力追放市民集会を行っていますが、指定暴力団工藤会組員による傷害事件は後を絶ちません。

北九州市小倉北区で今年2月9日、指定暴力団工藤会組員の犯行と見られる発砲事件がありました。標的にされた清水建設は業界内で特に暴力団排除に力を入れていたと言われています。事件現場の周囲には、病院や小学校、中学校などがあり、付近の住民は「子どもが2人いるが、外で安心して遊ばせられない」「こんな事件が近くで起こるなんて絶対許せない」と、憤りと不安の声を上げています。

また、2月7日、福岡地裁は中間市内で暴力団工藤会組幹部を射殺したとして起訴されていた2人の被告に、犯罪の証明がないとして無罪の判決を言い渡しました。事件現場の近くに住んでる人は、「こんな事件が未解決では安心して暮らせない」と訴えています。

また、福岡県警は1月21日、中間市内の15歳から20歳の建設労働者や中高生17人を傷害や覚せい剤取締法違反などの容疑で逮捕、補導しました。青少年の健全育成や安心・安全なまちづくりを進めるには、中鶴の人口密集地にある暴力団極政組事務所の撤去は不可欠です。早急に対策を講じるべきと思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

最後に、少人数学級の早期実現について質問いたします。

いじめや不登校、学習に集中できない教室、いわゆる学級崩壊など、学校現場は大変です。また、貧困の広がりや社会の変貌の中で深刻な悩みを抱える子どもたちが増えています。40人やそれに近い学級では、指導に限界があります。子ども一人一人への丁寧な学習指導やケアができるように、全小中学校で学級規模を縮小すべきではないでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

国民健康保険についてお答えを申し上げます。

初めに、国民健康保険証の取り上げや差し押さえの実態についてお答えをいたします。

平成23年2月1日現在、中間市が発行しております国民健康保険被保険者資格証明書は、191件でございます。

資格証明書の交付につきましては、ただ単に滞納があるということだけではなく、滞納

がある方に対しましては、生活の状況を調査した上で、訪問、電話連絡など幾度も督促や納税相談の呼びかけを行っておりますが、それに対しても一向に納付がない方、もしくは納税相談さえ受けていただけない方にやむを得ず行っている措置でございます。

国民健康保険税に限らず、税等の滞納のある方にはきめ細かな納税相談を行うことや、他の助成制度をお勧めすることなどはもちろんのこと、きちんと納税される方との公平を図るためにも、中間市として厳しい姿勢を表明することも必要なことだと考えております。

差し押さえにつきましては、むやみに執行することはなく、資産状況等につき十分に調査を行った上で、資産を持ちながら支払いをされない方や、納税相談には応じるものの、その後の納付の約束を守らず放置される方に対して、地方税法に基づいた滞納処分を行い、税の公平性に照らした納税意欲の高揚を図り、少しでも滞納をなくしていただくようとするものでございます。

国民健康保険税の滞納に係る差押額は、昨年度におきましては225万円、本年度におきましては、先月末現在で約457万円となっております。今後も税の滞納につきましては、きめ細かな相談と適切な事務処理を進めてまいります。

次に、国民健康保険税の引き下げについてお答えをいたします。

中間市は、平成21年度から保険税率の若干の増額改定をさせていただいたものの、なお県内では低額でございます。本来、国民健康保険税は年間の医療費を見て決定していくものでございますが、年間の医療費の伸びが1億円に迫る中にあっても、経営努力により国民健康保険税引き上げは回避しようと考えておりますし、今年度は厳しい経営状況の中、一般会計からの法定外繰入れ3,000万円を補正予算に計上し、赤字の解消を図るべく努力を続けております。

このような状況の中におきましては、国民健康保険税を引き下げることとなりますと、到底国民健康保険の経営が成り立たず、また一般会計からの繰入れも容易に増額ができる状況ではありませんことから、現状を維持する方向で協議をしているところでございます。

議員のご指摘のとおり、だれもが安心して医療を受けられるようにしようとする国民健康保険制度でございますが、そのためには国民健康保険税の納税は欠かすことのできないものだと考えております。

滞納のある方に対しましては、納税者との公平を保つためにも、今後もきめ細やかな納税相談等を行いながら、国民健康保険制度を社会保障制度の大きな根幹として存続をさせるために努力をし、制度の安定的な運営を図ってまいります。

また、暴力追放についてお答えをいたします。

平成20年9月に本市で発生しました暴力団組幹部射殺事件につきましては、安全・安心して生活を送りたいという市民の当然の願いを打ち砕く事件であり、私自身も今も強い憤りを覚えています。

この事件につきましては、議員が言われますとおり、本年2月7日に福岡地裁小倉支部

で2名の被告に対し、立証に至る証拠が不十分と、そういうことから無罪判決が下されました。福岡地検小倉支部は、去る2月18日に福岡高等裁判所に控訴しておりますが、依然として事件の全容が不透明であり、市民の真の平穏を脅かす状況が続いております。

今後の裁判の推移を注意深く見守るとともに、一刻も早く市民に安全・安心を取り戻せるよう、折尾警察署や関係機関と連携を密にし、働きかけを行ってまいり所存でございます。

また、隣接する北九州市で2月9日に発生した拳銃発砲事件でございますが、昨年3月の市民宅への発砲事件に続き、今回は暴力団排除を活発に推進している企業を襲い、罪のない従業員が被害に遭うという卑劣極まりない行為であります。

また、今年度に福岡県を初め、県内の各市町村で暴力団排除条例が施行され、市や市民、事業者などが一丸となって暴力団排除へ取り組んでいるところでございますが、この暴力団排除運動に水を差し、真っ向から挑発する行為であり、決して許されるものではございません。

本市におきましては、昭和40年に「暴力追放都市宣言」を行い、暴力のない明るいまちづくりを目指しておりましたが、残念ながら市民の願いもむなしく、組織暴力団が進出をし、市内に暴力団組事務所が設置されました。

そして、平成15年12月の本会議において採択された請願第5号「暴力団組事務所をなくし、暴力のない中間市を求める請願」に基づいて、市長を会長とした「中間市暴力追放推進協議会」を設置をし、翌年の平成16年11月から折尾警察署を初め、多くの市民の皆様のご協力のもと、中間市暴力追放市民集会を毎年開催をしているところでございます。

昨年11月に開催いたしました市民集会におきましても、300人を超える市民の参加のもと、市を挙げて「暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団を恐れない」という暴力追放三不運動を実践をし、暴力団の影響に屈することなく、資金源とならないことの重要性を大会決議で確認をしております。

なお、議員ご指摘の青少年の逮捕、補導についてでございますが、本市における青少年の刑法犯や特別法犯の検挙件数は減少しているとはいえ、根絶できてないことは事実でございます。これも暴力団排除条例に基づき、青少年が暴力団へ加入したり暴力団犯罪から被害を受けたりすることのないよう、生徒への暴力団排除教育や指導を徹底することといたしております。

今後ともあらゆる機会をとらえ、市民への啓発活動を深めて参りたいと、そのように考えております。

さて、暴力団組事務所の撤去につきましては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、いわゆる暴対法が暴力団員の行う暴力的行為等の規制や対立抗争による市民生活の安全と平穏の確保を目的に制定されております。その中では、暴力団組事務所そ

のものが違法ではなく、取り締まりの対象になっていないだけに、大変私も苦慮いたしておるところでございます。

しかしながら、市民の皆さんが暴力団の被害を受けることなく、安全・安心な生活が出来るよう、あらゆる努力をして参ることといたしております。「安全・安心の住みよいまち、元気な風がふくまち なかま」を実現するため、福岡県折尾警察署や福岡県暴力追放運動推進センターなどの関係機関と市民、行政による強い連携のもと、議会の議員の皆様と歩調をあわせ、粘り強く暴力追放運動を展開していく所存でございます。

次の少人数学級につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

次に、少人数学級についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、いじめや不登校、学習に集中できない学級など、さまざまな困難な問題を抱えている学校現場においては、子どもたち一人一人に向き合える教育環境をつくることが重要でございます。きめ細かな生徒指導、わかりやすい授業を進めるためにも、少人数学級、学級規模の縮小が必要と考えているところでございます。

このこと、すなわち1学級の定数を少なくすることについては、特に小学校低学年において、あるいは学校の実態に応じては、中・高学年や中学校におきましても教育的効果があると思われまます。

また、議員ご指摘のとおり、同時に教師が子ども一人一人の声に耳を傾けるゆとりができ、教師と子ども、子ども同士の関係も密になり、いじめのない楽しい学級、学校づくりの土台ができやすくなると認識しているところでございます。

少人数学級編成自体は、県の少人数学級編成研究指定校制度や学級編成の弾力的運用を適用して実施することは可能で、実際に現在でも市内小中学校7校で行っているところでございます。

さらに、市の施策である35人学級対応教員の取り組みとして、現在、底井野小学校に1名講師を配置しているところでございます。また、現在、担任以外の第三者が入ることによるよりきめ細かな教育の充実を目指した取り組みとして、各小中学校では担任外教師の入り込みはもちろん、地域の人材や特別非常勤講師等を活用したティームティーチング、九州女子大学と連携した学習サポーター制度の導入、さらに市の特別支援教育支援員、生徒指導支援員、スクールカウンセラーやスクールアドバイザー、英語活動アドバイザーなどの活用も行っているところでございます。

また、今後もさらに教職員研修の一層の充実を図ることで、児童生徒に対してのきめ細かな教育のさらなる充実に向けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

国保問題について、再質問をまずいたします。

日本は、国民皆保険制度をとっておりますが、どういう制度ですか。その中で、国民健康保険が果たしている役割について、再度認識を確認していただくために質問いたします。市長、よろしく申し上げます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

この皆保険、読んで字のごとくでございます。国民みんなが安心して暮らせる、健康を保持していく、そのような保険制度を全国民にやろうということでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

国民皆保険は、もう市長もご存じのように、だれもが安心して医療を受けられるというような社会保障だということ認識していただいていると思いますが、今答弁の中で、かなり公平性を欠くというようなことを、また公平を図るというような答弁がありましたけれども、これは何との公平性を欠くとか、公平を図るという意味なんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたように、ほかの方もこれは税でございまして、税というのは公平に負担しなければいけないと。そういう中で、さっき申しましたように、差し押さえ額が457万円もなるような、そういうふうな方が、いろんな方がおられるわけなんでしょう。こういう方は、私は調査した上でそういうもの差し押さえしてよいと、可能というその判断のもとこういうことをやっておるわけでございまして、本来ならこういう方はちゃんと保険料を払っていただきたいわけでしょう、税を。

片や、ちゃんと払ってある方、片やちょっと頑張れば払えるような方も払っておられない、そういうあたりの公平性というその意味でございますけれども。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そういう差し押さえ等々をされてる方っていうのは、多分保険証を取り上げられてるといふふうに認識してるんですが、この保険証のかわりに資格証を交付してると思いますが、この資格証っていうのはどういうものでしょうか、お尋ねします。

○議長（井上 太一君）

藤井保険福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

保険給付を制限するものではありませんで、納付の指導、納税相談を行うことにより、皆さんの納税意欲を高めるために発行されているものでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

資格証っていうのは、交付された方は病気になったときに、病院に行くときに病院の窓口で10割払わないといけないということで、後で償還というようなそういう中身だというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

藤井保険福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

それで間違いありません。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

資格証を交付されているそういう方たちは、福岡市の場合、——中間市の場合にはちょっとデータが出ないということでしたので、福岡市の場合で上げますと、滞納者の86%が所得200万円以下で、この年所得200万円以下の世帯の資格証発行者は、全体の93.4%と。

そういうことで、年所得200万円というのは、高齢者夫婦の生活保護費は生活扶助、住宅扶助、こうしたもろもろを合わせまして約200万円、こういうことなので、決してゆとりがあるわけではない人たちが資格証発行の対象者になっているというふうに認識しております。

そういうことで、生活に事欠き保険税すら払えない、こういう世帯が資格証があるからということで、病院に安心してかかれるかどうか、そこら辺もう一度お聞きしたいんですが。

○議長（井上 太一君）

藤井保険福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

資格証を発行しておりますけれども、緊急な治療を要する方がおられましたら、世帯主の申し出によって特別な措置で保険証を出しております、中間市で。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

病気になるときは、大体日曜日とか土曜日とか、そういうことがかなり多いというふうには私は思っておりますけれども、今資格証しか持たない人たちは、保険証を持つてる人の50分の1しか受けるべき治療を受けていないと。そして、軽度で治る病気を命にかかわる病気に進行させることになっております。これは予防医療にも逆行し、医療費の引き上げにもつながるものだと考えております。

厚生労働省は、資格証明書の発行に関する調査を初めて公表し、資格証を発行していない自治体は551市町村で、全自治体の約30%であるということがわかりました。お金のない人を医療から締め出し、病院にかかれなくようにすることは、社会保障の理念に反しており、市民の命を危うくする保険証の取り上げはやめるべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。市長。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

公平性を欠くから、資格証を発行するということでしょうか。もう一度ちょっとお願いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

滞納されている方には、先ほど言いましたように、私どもはいきなり資格証明書の発行なり、差し押さえ等々をするわけではございません。いろんな手続を踏んで、またいろんな方法等々を協議しながらやって、それでも応じない方に対して、私どもはそういうふうなことをやっているわけでございますし、それともう一つは、税の公平性というそういうあたりも含めまして、それプラスの今回3,000万円というその繰入金等々をやりながら、国保を存続していこうというふうなことでやっているわけでございます。

それで、今申しました以上のことは、今のところは考えておりませんということでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう国民健康保険というのは、社会保障制度、お金がなくてもだれでも病院には、病気になったときには病院にはかかれる、こういう制度ではないか、それが社会保障だというふうに考えております。

そこら辺の認識を市長も持たれていると思いますが、ぜひそういう方向で資格証の発行についても、今後検討していただきたいと思っております。

それで、国保税滞納世帯の制裁措置は保険証を取り上げる、これは先ほど言いましたけれども、そのほかに差し押さえということもあっておりますが、今年の2月2日、NHKテレビで国民健康保険の問題を取り上げておりましたけれども、この中で佐世保市の70歳の男性が、保険税を滞納したために、通帳に振り込まれた年金を3回も差し押さえられて、生活苦から自殺したと、こういうことが報道されておりましたし、また差し押さえでお米までもとっていくと、こんなことが知らされておりました。

そういうことで、中間市はこういうことはまずしていないというふうに聞いておりますけれども、だんだんやっぱり差し押さえの件数、額が増えておりますが、これはなぜでしょうか、お尋ねいたします。それは課長でもよろしいし、担当者。

○議長（井上 太一君）

湯浅収納課長。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

お答えいたします。

先ほど市長のほうの答弁にもありましたけれども、国保の健全運営という形を考えると、どうしても税の確保、これは重要なものでございます。

それから、昨年度までは国保税の90%ですか、調整交付金ですか、この分のペナルティもございました。ですから、できるだけペナルティを受けないように、ペナルティの率も少なくするというのを考えまして、国保税差し押さえでできるだけ現年分、こちらに振り分けて持っていくと。その関係で、本年度450万円という数字が上ってきているものと思慮しております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

たしか差し押さえ件数も額も増えてますけれども、件数も増えてると思っております、やはり滞納する方たちも増えているんじゃないかというふうに考えております。やはりこれは今経済情勢で非常に所得も少なくなったということで、支払いが厳しいということではないかと思っておりますが、今3月議会に高過ぎる国民健康保険税、引き下げをという請願を出されていると思っておりますが、その請願を私も取り組みました。

その中で、やはり国民健康保険税引き下げを何とかやってほしいと、お願いしますと何度も頭を下げていただいたり、それから党派を越えて国保税を下げてほしいということで、署名をする人、署名用紙を預かってくださる人、こういう人たちもたくさんおりましたし、市民の皆さんがやはり所得に占める国保税の率っていうんですかね、高いというふうにもう実感してるところです。

そういう中で、前回の一般質問でも一般会計からの繰り入れをして下げよということで、1世帯1万円下げよということで私も質問しましたけれども、再度させていただきますが、近隣自治体では19年度で、水巻町では1世帯当たり3万6,364円の繰り入れ、遠賀町では3万1,730円、また岡垣町や芦屋町でも1万円から2万円の繰り入れをしておりますと。中間市でも現在請願で出ておりますけれども、約8,000世帯の国保加入世帯がありますけれども、1世帯1万円の国保税引き下げには8,000万円が必要だと。大体計算しますとそういうことになります。

そういう中で、ぜひ先ほど今回は3,000万円繰り入れをしましたが、赤字のためということでしたけれど、市民の皆さんは何とか少しでも下げてほしいと、切なるもう要求、願望が私のほうにも寄せられておりますが、再度市長、その点について前向きに検討していただけるかどうか、よろしくお願いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

一般会計の繰り入れといたら、何か人の金みたいな感じを受けますけどもが、市民の方に国保以外の市民の方に、国保加入されておられる方に、皆さん方1万ずつ出してくださいよ、いいですかというその話されましたですか。

一般会計から繰り入れといたら、何か関係ないような感じしますが、これは税金でございまして、その国保の方、また社会保険の方、いろんな保険の方おられるわけでございまして、そしたら国保に加入されてる方に対して、ほかの保険料をちゃんと払ってる方が、また別の保険に対して、それだけの金を出してくださいと、私に言うんじゃないくて、市民の方にそういうふうな了解をもらってくださいよ。市民の方がいいですよというその話なら、私税金を使ってでもやりますよ。そういうことでしょう。

市長どう思うんかって、私ども大事な税金を預かって、それをいかに運営していくかっていう話の中で、国保の方は大変だ、だからそれに対して一般会計からの繰り入れイコール税金、イコール市民の方が払っておる方でございましてね、その市民の方に対してコンセンサスを十分とっていただいて、中間市民の方は「全部いいですよ、国保の方は大変だから援助してあげてください。私どもは社会保険料を払ってますけど、別にその国保に対して援助していいですよ」と、そういうコンセンサスをいただければ、私は1億であろうが2億であろうが、国保に金を使いますよ。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

1億も2億も使えば、もう中間市のほかのところの施策ができないというふうに思いますが、70%の自治体が繰り入れをしてると、それと今市長がもろもろ、前回も同じようなことを言われましたけれども、国保に一般会計からの繰り入れをすると、公平性を欠くというような中身ではなかったかというふうに思いますが、例えばお子さんのいないご家庭が教育費や子どもの医療費等々に使う分、それはどうなんでしょうかね。

やはりそういう意味でも、皆さんはそういう方一般にお子さんがいない方でも、やっぱり教育は大事だ、子どもの医療費のために税金を使うのは大事だというふうに考えますと、やはり国民健康保険で実際にもうなかなか払えなくて、病院に行けない状態が生まれるということは、ほんと必要だからこういうところにほかの自治体、先ほど言いましたような自治体も、近隣でも全国でもありますけど、そういう繰り入れをしてるという認識に立っていただきたいというふうに思っております。

そういうところで、国保問題は終わります。

次に、暴力追放問題について質問をいたします。

市内のある会社が、銃砲を2発打ち込まれたというふうに私は聞いておりますが、市長はご存じだったでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

知っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

でしたら、昨年に行いました暴力団排除条例ですかね、こういうものがいかにそこで発揮されたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

同じことを繰り返しますが、暴力団排除条例が施行されておりますけれども、そういう事件があったということで、大いにそういうところも生かされるべき内容ではなかったかと思っております、どうだったんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

事案が逆にその打ち込まれたところが、暴力団とかかわりがあったかどうか、そういうところも定かでないと思いますので、今そういうことの排除条例を適用することは、適当ではないと考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということは、まだ実際にどういう内容だったかとか、だれがしたとか、そういう関係、暴力団との関係がわからないので、そうしてるということですね。はい、わかりました。

もう市長もご存じのようですね。先ほど発砲事件がありまして、小倉では工藤会の事務所前でこうしたシュプレヒコールやっております。中間市は反対方向に向かって行っておりますけれども、そういうもろもろの行動が、2月24日、もう市長もご存じのように、工藤会の事務所を医療法人が購入して、その後介護老人ホームや地域交流センターとしてオープンする予定だというような、本当に明るい方向でもう暴力団事務所が撤去されて、もう住民の皆さんは本当に暴力追放運動の成果だというふうに喜んでおりますが、こうした中でぜひ中間市もこういうところを学んで、次回の今年の23年度の市民暴力追放の大会では、そういう方向で向かっていったらどうかと思いますが、市長、よろしく願います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

検討はさせていただきますけれども、毎回言っておりますように、私自身はその市民の安全を守るというその大きな部分がございますので、これは委員会ございますので、そのあたりまたお諮りしまして、やっていきたいなと思っております。

それと、私いつもあのことで思うんですけどもね、あそこに住んでおった方は今どこに行かれますとですか。あそこは暴力団の組事務所ということで組員がおらっしゃったんでしょうけれども、なんといいですか、立ち退いてよかった、よかった、医療法人が買ってよかった、よかった、みんなの暴力追放の運動が功を奏してよかった、よかったというその話、そればかりが来るんですが、私どもはあそこに住んでおった方が、今度はどこに行かれたんかなという、私どもの中間のあの組事務所を出て行け、おまえどっかに行けって、そんならあなたたちどこに行ってくださいというんですか。どこに行くんですか。その壊滅をするんならいいですよ。暴力団の組織を壊滅するんならいいですけどね。

○議長（井上 太一君）

市長、回答が違う。（「暴力団の心配してどうするんだ」の声あり）

青木孝子さん。

○市長（松下 俊男君）

ちょっといいですか。

○議員（6番 青木 孝子君）

いえ、答弁は私が今質問しております。

○議長（井上 太一君）

指名しました。

○議員（6番 青木 孝子君）

はい。なんかもろもろ言っておりますが、私に聞かれるような問題ではないと思います。もう全国でそういう暴力団をなくすっていう運動もしてますしね、どこに行くまで市長が心配する必要ないし、私が考える問題でもないというふうに考えております。（発言する者あり）

○議長（井上 太一君）

質問中、ちょっと待ってください。質問中。

○議員（6番 青木 孝子君）

次ですね、青少年の健全育成に携わっているある方から、中間校区の住環境が放置されていると、子どもたちの将来が心配ですと、こういうこと、そして早く住環境をよくしてほしいと要望がされております。市長への要望もたしかしたというふうに聞いております。

そういうことで、やっぱり暴力団事務所撤去というのは、本当にそういう青少年の育成にかかわってる人たち、全市民が思っておりますけれども、そういう思いでありますので、市長は皆さんがどうというより、市長がどういう姿勢を持つかによって、この運動というのは進むか、進まないか、停滞するかのことにかかわると思いますので、そういう点でそのそういう市民の皆さんの声にどう答えていきますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そりゃもうその、私中間市にそういうふうな組事務所があるわけだから、それはいち早く撤去したいという話、気持ちはございますよ。

○議員（6番 青木 孝子君）

わかりました。

○市長（松下 俊男君）

青木 孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

教育の問題に移らせていただきます。

あ、暴力ぜひよろしくお願ひしますね、その市長の気持ちをしっかり受けとめておりますので。

教育の問題に移らせていただきます。時間がありませんので。

今度のまだ推定ですけれども、新しい学級編成を見ました。その中で、底井野小学校の4年生、それから北小学校の6年生というのは、今年度っていうんですかね、22年度は2クラスでいってるのが、今度は1クラスになると。

東中は、新ですけど、1年、2年が37.3人、36.75と、もう中一ギャップということも私取り上げておりましたけれど、そういう特に全学級でしてほしいんですが、今言ったような4学級については、何らかの措置をすべきだというふうに考えておりますが、そこら辺を考慮していただきたいというふうに思います。

最後に、一つどうしても言っておきたいことがありましたので言わせていただきます。

というのは、市長も聞いてほしいんですが、兵庫県の相生市が保育料無料、それから小学校の給食費等々、そういうことで予算を子育て応援で使ったと。そして、その（発言する者あり）時間がないですか、済いません。

そういうことで、財源は約25億円の財政調整基金を3億6,000万円を取り崩すなどして、少子化対策として若い人たちがぜひここに住みたいということで、住宅への補助等々も出しております。そういう中身は後でお見せしますけれども、ぜひそういうところに力を入れて、若い人たちが定住するまちづくり、この教育の問題もぜひ30人学級、先ほど言った4学級ですね、何とか前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

済いません、もう。

○議員（6番 青木 孝子君）

以上で終わります。ごめんなさい。

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

まず、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下です。質問通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、市営住宅の居住性についての質問であります。

市営住宅の中で、障害者向け、また高齢者向けとしてつくられている住宅にバリアフリー化が採用され、評価をされています。各自治体から当時は視察がもうひっきりなしに

行われたということも聞いております。

ところが、思わぬところに問題点が浮かび上がっています。この住宅では、洗面所とトイレ、それから、風呂場がワンフロアになっており、アコーディオンカーテンによって仕切られています。夏場など暖かい季節においては、風呂の利用については何ら問題はないのですが、秋が終わる頃から冬の時期になると、とても寒く、利用できない状態だということでもあります。

ある障害者の方は、週2回のデイサービスのときだけお風呂に入る、あとは入らないというのであります。また、この住宅に入られた健常者は、この期間は全くこの住宅でのお風呂は使用しないという状況だそうであります。

また、市営住宅で風呂を利用した際に、排水溝が浅く、その上、狭いために、湯がオーバーフローし、トイレや洗面所にあふれ、滑りそうになったり、実際に滑って腰などを打って数日間寝込んだ例もあると聞いています。改善が必要だと思いますが、市長の所見をお伺いします。

次に、住宅リフォーム制度の実施についてであります。昨年の議会において提案したところですが、市長の答弁は、検討したいということでありました。この制度は全国的に大きな経済波及効果や雇用にも大きな影響があるとして、大きく今広がっています。県下でも広がっている状況ですが、この中間市でどのような検討がなされたのかお伺いをしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市営住宅の居住性についてお答えをいたします。

現在、本市には12の団地594戸の市営住宅がございます。その中でバリアフリー化が採用されている団地は、深坂市営住宅の全53戸のうち16戸と、それと土手ノ内市営住宅の全33戸のうち10戸であります。

深坂市営住宅は、住宅地区改良事業で昭和63年から平成元年に建設をし、当時は障害者・高齢者向けの市営住宅として高く評価をされ、建設大臣の表彰をいただき、他の自治体の模範となった市営住宅であります。

この住宅は、浴室が3.3平方メートル、洗面所とトイレで3.3平方メートル、合計6.6平方メートル程度のワンフロアになっており、必要なときにアコーディオンカーテンで仕切られる構造であります。

土手ノ内市営住宅は、浴室が3平方メートル、洗面所とトイレで6平方メートル、合計9平方メートル程度のワンフロアで、アコーディオンカーテンで仕切られる構造であります。

また、車いす対応のバリアフリー構造の床のため、浴室と洗面所、トイレの仕切りは段差がなく、浴室の使い方によっては、オーバーフローして洗面所やトイレのほうへ水が流

れることも十分考えられますが、本来の目的からやむを得ない構造であると考えております。

ほかの古いタイプの市営住宅は、当時の基準で脱衣場もないものもありますし、浴槽も入居者が持ち込むタイプのものもあります。深坂や土手ノ内市営住宅は、本市の市営住宅の中ではグレードの高い部類に入る住宅であります。また、新規入居の場合は当選者に対し、間取りや設備など説明をし、希望者には事前に部屋を見ていただき、納得の上、入居していただいております。建設から22年が経過しております深坂市営住宅でも、今日までたくさんの方々が居住されておりますが、最近まで苦情らしい苦情はほとんど耳にしておりません。最近の民間住宅は生活水準の向上から浴室暖房など、快適性を重視した構造・設備となっておりますけども、深坂市営住宅の例で申し上げますと、1DK・2DKの近傍同種の家賃3万円程度に対しまして1万3,000円程度の低家賃に設定しており、最近の民間住宅並みの居住性を求めるのは難しいと考えております。

しかしながら、通常の使用で危険な状態があるとなれば改善しなければなりません、建物の構造上容易に改良ができないため、苦慮いたしております。

今後も入居者の要望を十分聞きながら、少しでも居住性が改善できますよう検討してまいります。

次に、住宅リフォーム助成制度の実施についてお答えをいたします。

平成22年10月1日現在、住宅リフォーム助成制度を行っておりますのは、全国で29都道府県の175自治体で、全体の10.1%、福岡県では、60市町村のうち、筑後市・筑紫野市・大木町の2市1町、3自治体で、近隣市町では実施されておられません。

本年1月から、住宅エコポイント制度が改正となり、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に工事着手したのものには、住宅設備についても最大30万ポイントが付与され、追加工事費用に充てられることになりました。

さらに、今回ご提案をしておりますけどもが、平成23年度中間市一般会計予算案にありますとおり、議会でご承認がいただければ、新年度におきましても、昨年度と今年度、好評でございました、地域経済活性化対策費でありますプレミアム付商品券事業を実施いたします。これは、地元企業や消費者の強い要望がある「元気な風商品券」の発券をし、住宅リフォーム助成制度を拡充した形で、本市における経済及び雇用対策になるものと考えております。

新年度予算の枠組みにおきましては、プレミアム付商品券事業の方が、中間市において、より経済波及効果の高いものと判断した次第でございます。

検討いたしました結果、現時点においては、中間市の財政状況や現在の経済情勢等を考慮いたしますと、住宅リフォーム助成制度を行う余裕がないと、言わざるを得ないところでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

まず、市営住宅の居住性というもので、お風呂の問題について質問をいたします。

今、市長は、大変グレードの高いもので、現在のところではやむを得ないというような答弁でした。

そこで市長にお伺いしたいんですが、この冬の時期、秋から冬にかけて、約半年がとてもしゃない寒いので入れないという状況です。市長、こういう時期に、あなた、お風呂に入れられないような状況我慢できるのかと。昔は銭湯があって、それに行けてた時代なんですけども、今は各家にそこそこお風呂がつけている時代です。しかし、市が建てた公営の住宅の中でこういう状況があるというのは、最初は非常に市長も話しましたように、バリアフリー化で評価もあって非常に大臣賞も受けたというようなものですけども、実際の生活の場に入ってみると、こういう問題がやっぱり発生していたと。

当初入られた方は非常に十分納得して入ったというふうに思うんですが、例えば、高齢者、障害者、そういう方々が、お風呂に入れられない状況が、この間、10何年間もずっと続いてきたということをもまず認識をしてもらいたいと思うんですが、そういう中で、こういう状態がこれからも続くということについて、あなた自身、そういう住宅に住まわれたと仮定して、どんなふうに感じられますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私、ちょっと質問の意味がよくわかりません。風呂場が寒いということなんですか。お風呂が寒い。議員さん方の家のお風呂というのは暖房がきいておるんですか。

○議員（5番 宮下 寛君）

仕切ってます。

○市長（松下 俊男君）

いやいや、これは、アコーデオンカーテンがありまして仕切るようになっておるわけでしょう。それで、私の家だってそうですよ。風呂入るときは寒いんです。この時期、私どもは気をつけながら、先にシャワーをお湯を流してある程度その浴室を暖めてそれから入るといふか、そういうふうな方法をとっておりまして、これもアコーデオンカーテンでちゃんと仕切れるようになっているわけでしょう。

○議員（5番 宮下 寛君）

なっていないんです。

○市長（松下 俊男君）

なっているんじゃないですか、こんなふうに。

○議員（5番 宮下 寛君）

隙間があるんです。わかりますか。密閉性がないんですよ。

○議長（井上 太一君）

ちょっと待ってください。答弁中、答弁中。

○市長（松下 俊男君）

こういう構造というのは、私は認識をいたしております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今市長が説明されたように、深坂で6.6平米あると。これは、アコーデオンカーテンで仕切ってますよと。土手ノ内はさらに広くて9平米あります。ここもアコーデオンカーテン。アコーデオンカーテンというのは、上も下も横もすいてるんですよ。市長のうちは、お風呂にそんなすいているところありますか。ないでしょう。密閉性のきいて、外気が入らないようにできていると思いますよ。だから、お風呂が蒸気を出して、私たち風呂に入って湯をかぶって、それで寒いなと思ったこと、私はあんまりないだろうと思うんです。それは、入ったときは、それは寒いよ。そこが温もってないんだから。だけど、ここのお風呂は常時寒いんですよ。だから、そこを今指摘してるわけです。

私も市長が言うように、ここをいろいろ構造上の問題があって、これはなかなか大変ですよというのはわかります。だから、ここをどう改善していくのか。これやっぱり担当課含めて、よそのいろんな自治体の経験も踏まえて、改善の方向をぜひとっていただきたい。そういうことを言っているわけです。

だから、その寒さについて、やっぱりもう少し認識をしてもらいたい。そうすれば、改善の方向もやっぱり真剣にならざるを得ないだろうというふうに思うんです。

これは、今、深坂、土手ノ内ともそういう状況が起きているということを知ってほしいということです。この件は、このぐらいにして、終わります。

あとは、住宅リフォーム制度の問題であります。今市長は、プレミアム商品券、このほうが経済波及効果が高いと。そして、さらに言っているのは、中間市の財政状況では、この住宅リフォーム助成制度についてはとても手がつけられないと、こういうような答弁だったと思うんです。

そこで、私伺うんですが、プレミアム商品券、これたしか今年度は500万円でしたよね。500万円のこれ商品券、10%がつきますから、それ以上の波及効果あるわけですが、市民の皆さん方もそれを使うことによって一定の利益を受けるわけです。しかし、500万は500万なんです。それ以上に広がりようがありますか。

住宅リフォーム制度は、これは福岡県の筑後市であろうが、大木町であろうが、中身見てもらっているとよくわかると思うんですが、10倍から15倍の波及効果があっているんです。今、業者の皆さん、中間市の。今何がほしいか、仕事がほしいんです。そして、

今こういう経済不況の中で雇用も高めてほしいという要望も強いんです。

この住宅リフォーム助成の問題については、例えば、一つ例を示しましょう。これは、先々月、秋田県の県職の方が来られて、実態をいろいろと講演をしてもらいました。そこで、これは、県のことなんです、秋田県だけではなくて、その市町村も住宅リフォームをやっているわけです。そこで、これは、男鹿市というところなんです。人口が3万2,600人ぐらいの人口です。ここで、6,321万円ぐらいの交付をしているんです。助成をしているんです。そして、そのことで、工事費としてどのくらい上がっているか。8億1,070万円です。これだけの事業がこの男鹿市では起きているんです。そこでは、雇用も増えて、仕事も増えてという状況なんです。これは、その市の事業者本当に喜ばれている。

また、北秋田市というところ、ここは若干、いや、それでも3万6,000人ぐらいなんです、ここは、6,170万円の交付額です。それに対して、どのような工事費が起きているかといったら9億5,748万円ぐらいの事業が起きているんです。これで計算しますと、男鹿市で12.8倍、北秋田市では15.7倍、こういう実績が上がっているんです。経済波及効果があつてのわけです。これは、どこに跳ね返っていくか。市税に跳ね返っていくわけでしょう。これと、プレミアム商品券、私、プレミアム商品券決してけなししているわけじゃない、物すごい評価してます。皆さん方も喜ばれてます。しかし、同時に、このリフォーム助成制度が大きな金額ではなくても、大きな効果があつているという実例なんです。これは、福岡県の中でも同じようなことが起きていると思います。こういう実態聞いて、市長はどう思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういう経済効果まで私どもはその検証はいたしておりませんが、今言いますように、6,000万円というそのお金も必要というふうな話でございます。検討させていただきたいとは思っておりますけれども、今のところは、先ほど申しましたように、プレミアム付商品券で対応させていただければと、そんなふうに思っておりますし、うちの市内業者もそういうあたりを利用しながら、そういうふうな工事をやっていると、随分とやっておられる業者もおられますので、それあたりも見ながら検討したいとは思っています。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

市長も今前向きに検討していこうという姿勢でありますから、もう一つは、国もこういう方向を打ち出してるんです。これは、今年の1月28日に参議院の本会議で我が党の市田書記局長が質問をされました。この中でどういった質問かということ、その一部ですが、

自治体が行っている住宅リフォーム助成制度に、国の支援をもっと強化したらどうかという質問をしたところ、菅首相はこう言ってます。社会資本整備総合交付金を利用することができ、今後とも、このような取り組みを支援していくというふうに今答弁されているんです。この社会資本整備総合交付金というものは、仕組みはこうなってます。自治体は、目標や目標実現のための事業などを記載した社会資本総合整備計画を作成して国に提出すると。国は毎年度当該計画に基づき、交付額を算定して交付金を交付すると、こうなっているんです。ということは、この中間市にも、この社会資本整備総合計画ですか、こういうものを恐らく国に出しているんじゃないかなと思うんですが、これは、財政になるのか、担当課になるのか、どこの担当になるのかわかりませんが、ちょっとわかったら教えてください。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。まず、社会資本整備交付金事業でございます。当建設産業部で、いわゆるインフラ整備に使わせていただいております。具体的に申しますと、二タ股東中牟田線の道路整備事業、それから、御座ノ瀬中ノ谷線道路整備事業、通谷1号線踏切整備事業ほか1件で交付金として利用させていただいております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今のお話を伺いよると非常に範囲が狭いなという感じがします。この中に、この総合計画の中にこういう分野があるんです。4つありまして、活力創出、二つ目に、水の安全安心、三つ目に市街地域整備、それから、四つ目に地域住宅支援の政策目的を実現するため、国は自治体で作成した社会資本総合整備計画に基づき、社会資本整備事業ソフト事業を総合的、一体的に支援すると、こういうふうに言っております。そして、地域住宅支援分野の事業としてどういうものがあるかということで、公営住宅であるとか、それから、既存公営住宅の改善、それから、関連公共施設の整備やさらには住宅、建築物の耐震診断、耐震改修など、それから、提案事業としては、自治体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業等と、かなり広い分野でこれが利用できる、国の補助金を、交付金を受けることができる事業があるんです。だから、中間市が、何が何でも自費でやらなきゃならないということではないんです。こういうものをもっと利用していけば、本当に市民の、また業者の皆さん方が喜ばれるような事業が展開できていくんじゃないかと、こういうふうに思うんです。

今まで各自治体でも400数自治体がこの事業をやっているんですが、これまでは、例えば障害者のリフォームであるとか、それから、高齢者のためのリフォームであるとか、こ

ういうところは結構もうほとんどですけども、ここ昨年から、今年にかけては、一般の住宅のところにまでどんどん分野を広げていっています。これも、そういう国の交付金を受けながらやっています。

一つ紹介しますと、岩手県の宮古市というのがあります。人口約6万です。ここでは、昨年、1年の期限つきでこの住宅リフォーム事業に取り組んだと。そしたら、わずか3カ月ぐらいで、市が予定した予算をオーバーして、大きな結果が出たということで、11年度も継続をします。さらに、これに1億円を計上したというんです。つまり、これだけの事業が、市民の皆さん方、仕事がほしいという、そういうところに大きな、市に対してよくやってくれたと、ありがたいと、そういう声がどんどん上がってきているんです。だから、大きな予算は、私はそんなに必要ないと。また、これは恒久的なものでもないと思うんです。住宅をリフォームします、そういうふうな家が限定しますから、だけでも、これが2年、3年そういうものが続くと、大きな地域の活性化につながっていくということも言えると思うんですが、市長、いかがですか。今の話を聞いて、一度考えるところあったら、もう一度伺いたい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

うちの職員等ともいろんな知恵を出しながら、なるべく単費出さないように頑張っておるんですけどもが、今お話聞きまして、1月の参議院ですか、そういうあたりで、そういうふうな質問の中で、その方向性もはっきりしたみたいなのでございますし、実際、そういうふうな国のお金が使えらるんであれば、私どもまた研究しながらやってもという思いは今いたしておりますので。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

最後に、ちょっと屋上屋を重ねるようなことになるかもわかりませんが、これは、埼玉県のことなんです、これは、県議会、県で今年はやろうというふうに決めたところなんです、最初、知事はこういうことを言ってたらしいんです。環境対策やバリアフリー対策として補助に取り組んできた。しかし、住宅リフォーム一般は、個人の資産に税金の投入になりかねないということで否定的だった。そこで、ここで共産党の議員がこういうことを指摘しておるんです。国土交通省が、住宅は単に個人の私的財産と考えているのではなく、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で、社会的性格を有すると。こういう立場を国土交通省はとっていますよという中で、この知事も、最後には、今市長が言われた、担当部局に検討させるというふうになって、これはまた、次年度、またその途中、新年度途中でも、補正予算なんかも組んで立ち

上がる、そういう状況も一つは出てきていると。これを県、福岡県もそうですね。今この住宅リフォームについては今、まだ予算は少ないんですが、一步取り組もうとしています。しかも、県がやっている、その県下の中の市も、市町村もやっているというたら両方の補助を受けられるんです。これは、もう市民の方にとっても本当にありがたい。確かに、額はそんなに大きくはないです。上限が10万とか20万とかいう程度ですから、だから、その辺をよく研究されていくといいと思うんですが、ぜひこれを実現の方向、もってやっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

.....
○議長（井上 太一君）

それでは、最後に中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子です。質問通告に基づいて、大きくは次の4問について一般質問をいたします。その第1は教育行政について、第2に、入札契約制度の改革改善について、第3に、市民窓口サービスの充実について、第4に、選挙事務従事者の募集についてです。

さて、1番目の質問の1点目は、平成23年度の間接市の教育行政方針をお聞かせください。これまで新年度に間接市の教育行政方針を聞く機会がございませんでした。しかし、これらの方針施策を実現していくために、教育委員会は、学校や家庭、地域などの理解と協力を得て連携して取り組んでいかなければならないのではないのでしょうか。

2点目は、開かれた学校教育などを推進するための情報公開の取り組みの充実、ホームページなどの改善を進めなければならないと私は考えます。

3点目は、学校の暑さ対策です。財産難でクーラーは設置できなくとも、手軽な扇風機を教室に設置する自治体も増えてきています。福岡市も、20年度から4カ年計画で設置して、本年度で全校全教室に設置されるとのこと。お隣の直方市も新年度に特別支援学級と1年生、2年生の教室すべてに扇風機を設置するとのこと。でございます。

そこで、お尋ねをします。中間の子どもたちの暑さ対策をした中で、整った教育環境の中で勉強を進めなければなりません。扇風機設置を急がれますが、教育長の所見、3点をお伺いします。

3番目は、入札制度の改革、改善についてでございます。去る1月24日、国が入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果を公表しました。それによると、中間市の21年度公共工事総額は、約21億5,000万円、中間市の平均落札率は93.3%で、福岡県内で4番目に高い落札率です。

こうした中で、中間市の自主財源は、昨年よりさらに少なく31%と財政状況は一段と厳しくなっています。入札制度の契約の改革、改善などは避けて通れないと考えます。市

長の所見をお聞かせください。

4番目に、市民窓口サービスの充実について、間もなく転入・転出が集中する住民異動の多い時期に入ります。多くの自治体では、この季節だけの土日の開庁や、さらには平日の窓口開設時間の延長、時間内に役所に来られない方に、電話受付で、夜間交付サービスをしています。過日県内の実態を調査いたしました。そうしたところ、こうした市民ニーズに全く応えていない自治体が4市、その中に中間市がありました。さまざまなサービスの提供に当たっては、行政は市民の幸せのためにあるという理念を全職員が共有し、市民の信頼を高めることを行動しますと、市政サービス方針を定め市民サービスの向上に取り組んでいる多くの自治体があります。中間市の市民サービスの充実の取り組み状況をお伺いいたします。

最後に、選挙事務従事者の募集についてお尋ねをします。政治や選挙に関心を深めてもらうために、期日前投票立会人の選挙当日の投票事務従事者を市民から募集している自治体が増えています。中間市においては、募集では募らず、一般の採用がありますが、まだまだ工夫次第で経費の削減につながるのではないのでしょうか。市長の見解をお伺いします。

以上、大きくは4点についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、入札制度改革改善について、お答えをいたします。

平成21年6月の議会でお答えしましたとおり、中間市の建設業者は、経営者はもとより、従業員の多くが中間市民でありますことから、競争が激化すれば、経営状況の悪化による倒産や廃業によって雇用が喪失し、生活の不安定化や税収の減収などが懸念され、長期的に本市の経済状況に悪影響を及ぼすものと思われま。

今後、公共工事をめぐる状況が一層厳しくなる中で、地場業者の雇用を確保し、本市の産業の一翼として、持続的に発展できるよう、配慮をすることが必要と考えられます。

以上のことから、入札制度につきましては、指名競争、条件付一般競争とも従来どおり進めてまいりたいと考えております。

なお、本市では、総務省から通知がありました適正価格での契約推進に向けて、国のモデルに従って最低制限価格を算出し、また、業者の適正な見積もりを促すため、最低制限価格を事前、事後とも非公表としているところであります。

次に、市民窓口サービスの充実についてお答えをいたします。

市民の方への窓口サービスにつきましては、職員数削減の中、そのサービス力を低下させることなく、全職員一丸となって、きめ細かな住民サービスを提供できるよう誠心誠意努めているところでございます。

議員ご質問の窓口開設時間内に来庁できない方に電話受付で夜間交付サービスを行うこ

とにつきましては、通常業務として行ってはおりませんが、市民サービス充実の観点から、状況により適宜職員が住民票等必要とされる市民が来庁される時間まで待機をして、交付いたしております。

また、各種諸証明書発行につきましては、市内、市外を問わず、電話での多くの問い合わせは郵送請求に関するものが最も多く、このことは、ホームページにも詳細に説明しております。仕事等で平日に市役所に来られない方は、この郵便制度を利用されておられます。

なお、近隣自治体において、電話受付による夜間交付サービスを実施しているのは、一町のみでありました。

職員以外の者が本人確認を行い、証明書等を交付することの是非もあり、今後検討を要するものと考えております。

窓口延長のあり方につきましては、議員ご指摘のように、転入転出が集中する3月、4月に窓口業務の時間延長を行ったり、土曜日、日曜日、または、平日の時間外に開庁することなど、さまざまな取り組みがございます。

今後、市民ニーズを的確に把握をし、他市の状況等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、選挙事務従事者の募集についてお答えをいたします。

現在、期日前投票立会人は、中間市公民館連絡協議会に推薦をお願いしておりますが、今後は、自治会制度への移行に伴い、自治会連合会をお願いすることといたしております。

選挙期日の投票事務従事者につきましては、選挙の適正、安全な管理執行のためには、選挙を理解している市職員の従事が必要と考えております。

なお、投票事務従事者のうち庶務責任者、名簿対照係、投票用紙交付係、監視係以外の受付係、到着番号係、投票用紙交付係の補助者は、市職員以外の方に従事していただいております。また、選挙を安全に執行する観点から、主に経験者の方をお願いをいたしております。今後は、多くの方が選挙にかかわりを持っていただけるよう、他の自治体の状況も参考にし、検討してまいりたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

平成23年度中間市教育行政方針についてお答えいたします。

新しい教育基本法、学校教育法等を踏まえて、平成20年3月、学習指導要領が改定され、平成23年度、すなわち来年度から完全実施される新学習指導要領の基本的考え方は大きく3つに挙げられているところでございます。

一つ目は、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成

する。

二つ目は、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する。

三つ目は、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。

この新学習指導要領の基本的な考え方を受けまして、平成23年度学校教育重点目標として、次のような点で努力していく所存でございます。

第1に、児童生徒の「生きる力」をはぐくむ教育の推進に取り組みます。

具体的には、まず、確かな学力の定着と向上を目指した取り組みを充実いたします。

市内各小中学校におきまして、基礎学力の定着や発展的な学習の充実に努め、一人一人の確かな学力の定着と向上に努めます。そのために、少人数指導やチーム・ティーチングなど、個に応じた「わかる授業」を目指します。また、ゲスト・ティーチャーや地域人材・学習サポーター、英語活動アドバイザー等をこれまで以上に活用し、授業の活性化を図るとともに、個に応じた多様な教育を実施いたします。同時に、昨年度から配置いただいた指導主事を十分に活用することで、新学習指導要領についての研修や、その授業づくりに関する研修の充実を図り、教職員の資質向上を目指します。

第2に、子どもたちの豊かな心をはぐくむ教育の充実を図ります。

学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、児童生徒に心豊かな人間性を培い、「生きる力」を育成する教育活動の展開に努めます。道徳の時間はもちろん、教科、特別活動等、全教育活動を通して、道徳的心情や実践力を培うとともに、確かな人権意識を持った子どもの育成に努めます。

第3に、児童生徒の健康・体力の増進に努めます。

「生きる力」の基盤となる心身ともに健やかな児童生徒の育成を目指し、健康教育や体力づくりの推進に努めます。体力づくりのカリキュラムの充実とともに、望ましい食習慣を身につける「食育」の推進、低年齢化が進む薬物等の乱用を防止するための指導等に取り組んでまいります。

最後に、その他の重要課題である生徒指導や特別支援教育の充実・推進にも努力してまいります。

以上の教育内容の充実に当たり、教職員の実践的指導力の向上にも対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育行政を取り巻く状況につきましては、社会構造の急激な変化により、人々の生涯設計に対する考え方や価値観、行動も多様化している状況がございます。そのため、細分化された豊富な学習機会の提供が求められております。

また、中間市第4次総合計画におきましては、市民にさまざまな方法で学習機会を確保するとともに、自主的な学習活動を支援、促進することを社会教育施策の基本方針に据えております。

そこで、より具体的な重点項目として、生涯学習のまちづくりの推進、社会教育関連施設の整備と職員研修の充実、地域における学習活動の活性化、青少年の健全育成、読書活動の推進、文化財の保護と芸術文化の振興、生涯スポーツの普及、振興の7項目を掲げ、社会生活のさまざまな場面で具体的な取り組みが推進されるよう努めております。

中でも、平成23年度は中間市歴史民俗資料館を併設する中間市「さくらの里地域交流センター」の設置や、市民図書館、市営野球場の改修など、社会教育関連施設の整備拡充を進めてまいりたいと考えております。

今後は、これらの社会教育施設が市民の学習活動の拠点となるよう、学習情報の提供や施設間のネットワーク構築に努め、あらゆる世代の市民を対象に社会教育行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、学校教育と社会教育に関する施策について申し上げましたが、皆様方のご支援、ご協力をいただきながら教育施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、開かれた学校教育等を推進するための情報公開についてお答えいたします。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体は自らの責任と判断で地域の住民の皆様からのニーズに社会的に対応する必要がございます。そのためには、行政情報の積極的な提供、公開による行政運営の透明性の向上や、より幅広い住民の皆様方からの意見の行政への反映が不可欠であると思っております。

自治体が提供するホームページの役割は、広報紙に次いで住民の皆様にとって地域との絆を深める大きなツールであると認識しております。現在、定例教育委員会や各種審議会等の議事録の情報公開については、閲覧方式といたしておりますが、新年度にホームページの更新を予定しておりまして、この際にホームページ上でも公開したいと考えております。

次に、小中学校への扇風機の設置についてお答えいたします。

昨年の夏は記録的に厳しい暑さが続き、市内各小中学校においても、7月に入ると窓を全開したにもかかわらず、30度を超す教室もありましたが、校内で熱中症になった児童生徒はおりませんでした。

学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室の温度は冬期で18度から20度、夏期で25度から28度であることが望ましく、冬期で10度以下が継続する場合は、採暖等の措置が望ましいとされております。

また、夏休みは太平洋高気圧支配下での授業が暑熱により困難な状況となることから、その間を休業するとされております。

教育委員会といたしましては、保護者に対し水筒の携帯や帽子の着用などの熱中症対策を文書で通知しております。いずれにいたしましても、学校においては児童生徒の健康管理を図ることも教育上大切なことでもあります。今後は気候の動向や他市の状況等を踏まえながら、検討してまいりたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

時間がありませんので、端折って質問させていただきますが、まず市民窓口サービスのことですが、先ほど夜間は1町のみ受け付けているということでしたけれども、このような資料はいつの資料に基づいて私に説明されたのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

白尾市民部長。

○市民部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

これは、今月の21日にこの質問通告を受けまして、近隣の遠賀郡4町と、それから筑豊7市を調査いたしました結果、1町のみが実施しているということが判明したところでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私は、福岡県の全市について調査をさせていただきました。ですから、今1町のみというご回答でございますが、例えば古賀市なんかは受け付けられて、夜間警備員さんが預かるのと、そして、古賀の駅のお店のところに預けるとか、そういう便宜も図っているわけですね。ですから、同じ調査をされるなら、私でもでできることが、どうして行政が全市を対象に調べることをなさらなかったのかなと、そのように思うわけです。

そして、そこでまたお尋ねしますが、待機しておってお渡しされるとおっしゃいましたが、待機というのはどれくらいを待機されるんですか。

○議長（井上 太一君）

矢野市民課長。

○市民課長（矢野 良一君）

時間中に市民の方から電話等で問い合わせがありまして、何時ごろ来ると、そういうふうに確認いたしまして、それまで待機しております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

よろしいですか、そういう待機ができるんだったら、何時まで中間市をあけてますとか、そういうふうな形にならないんですか。残業手当もなしで、来られるのは夜7時でも待たれておられるような状況なんですか。いかがですか。

○議長（井上 太一君）

白尾市民部長。

○市民部長（白尾 啓介君）

時間がそのときはっきりいたしましたら、その時間までお待ちするということにいたしておりまして、それに対して一般職員が残業した場合は、残業手当というのは支給するということになると思います。

以上です。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

1件であろうとも、残業をしたら残業手当を出すと、私はそういうことではなくて、夜間警備室に預かると、そういうことがほかの自治体で何市も、町も近くであれば芦屋町ですよね、やられてるわけですよ。どなたかがお電話してですよ、それはあなたが来られるまで待ちましょと、お見えになるまで。そして、5時15分過ぎたら残業手当と、こういうことっておかしいじゃないですか。

そういうことができるんだったら、ある曜日を決めて、ほかの自治体がなさってるように、水曜日だったら夜の7時まであけますと、そういうことを全市的にやられてやるのが本当じゃないですか。ケース・バイ・ケースで残業手当を出してお待ちするというのは、おかしいと私は思います。

それと、私が提案するのは、昼間お受け付けになられて、警備員さんに預けて、例えば芦屋では警備員さんがいらっしゃる限り、何時に受け取りに来られてもよろしいと言われるわけですよ。ほかのところでは夜8時か8時半ぐらいまでにしてくださいと。

そして、お客様にちよんどのお金でお釣りが要らないようにしてくださいと、そうすることによって、領収書と公金の扱いがきちんとなってるわけですよ。何もお金の要らないで、そして市民サービスができる、そういうことをなさらなくて、電話がありましたら待機しておりますって、こんなことって直ちに改めてくださいよ。

そして、今も申しましたように、調査をなさるなら全県が対象であって、筑豊7市とかそういうことじゃないですよ、もう。

例えば直方市でも、木曜日の7時まで、4年前からは年度末をあけてるっていうことです。3月の終わり、4月の初め、今年でいくならば3月21日とか27日、4月1日とか、午前中にあけてらっしゃる。中間市はそういうこともなさらない。中間市においては転入、転出がないんですか。繁忙期があるはずですよ。そういうことが取り組まれないというところに、私は中間市の問題があると。

私が調べた中で、こうした住民の基本的なもう本当のちっちゃな要求ですよ、それをなさってないのは中間市、小郡市、田川市、豊前市なんです。ほかの自治体でいろんな工夫

をしてなさっている。岡垣町は自動交付機がありますから、4カ所ぐらいあって、自動交付機のあるところ。さらに、自動交付機はお金がかかるから、それはしてませんけどって、いろいろなところもありますが、大野城市については、20年のときに掛田議員も市民窓口のサービスのことでお話しされてるわけですよ。

ほかの自治体でも市民サービス向上委員会をつくって、毎年市民の方にアンケートをとって、それをもとにどう改革、改善していったらいいかということをやられてるわけですよ。

そこでお尋ねしますけれども、中間の市立病院は、中間市立病院のホームページを見たり、市立病院だよりを役所で拝見するわけですが、やはり市立病院が21年11月2日から11月27日、回収枚数836枚で患者様満足度アンケート結果のご報告って、こういうふうに出されてるわけですよ。市立病院は患者さん、本庁のほうはやはり同じ市民のお客様、なぜここではできないのか。

ここ何年間で市民課の窓口でこうしたアンケート調査活動をされたでしょうか。されてるか、されてないか、一言答弁ください。

○議長（井上 太一君）

矢野市民課長。

○市民課長（矢野 良一君）

現在のところは、アンケート調査はしておりません。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

平成20年の9月議会で、掛田さんが市民サービスの向上についてということで質問をされておりますよ。高齢化の進展に伴い、優しく親切でわかりやすい行政が求められていますと。そういうことで、向上の観点から伺いますということで、彼女5点ばかり質問しています。

そのときに、役所の答弁は、「市民サービスを提供できるフロアマネジメントの構築に向けて検討したいと考えています」とか、あるいは、「窓口サービスの改善も含め、市民サービス向上委員会を設置し、サービス向上に向けた取り組みを進めたいと考えておりますし、行政は市民の幸せのためにあるということを再度認識し、サービス向上に努めたいと考えています」と、これが当時の答弁で、議会広報として配られたわけですよ。20年、21年、22年、23年ですね。市民課サービス向上委員会は設置されておりますか。

○議長（井上 太一君）

白尾市民部長。

○市民部長（白尾 啓介君）

お答えします。

その20年9月に質問がなされました後、窓口担当課長を中心といたしまして、大野城市と先進地を視察いたしております。そして、そのときに一定の方向性というのが、きちっとした方向性が出てない段階ではございましたけども、フロアマネジメント等につきましては、案内係を設置してご案内を徹底するという、それから、あと先ほどおっしゃいましたように、いわゆる繁雑期における窓口開設というところが、県内かなりございますので、今後ちょっとそういうところを参考にしながら、窓口充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

繁雑期にこうした形でほかの自治体ではやっておりますから、中間市だけが転入転出がないということはないです。どこに支障があるのか、そういうことを私は感じるわけですけども、直ちに取り組んでいただきたい。市民サービスのほんとは基本ですものね。

市長、警備員さんにお預けすることもほかの自治体ではやってるわけです。高齢化になった時代に、役所にはとりに来られないが、息子が帰ってきたら息子の車で一緒に来て、役所の警備員室でお金をお届けして書類をいただく、そういうことを一日も早く4月を待たずやっていただきたいと思います。経費のかかることではないと思いますが、市長いかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうご質問も、またご意見は私伺ったんですけども、余りニーズがないって、というような、そういうふうな話もあったもんですから、余りそういう面では手を付けておりません。

それと、私もちょっと勘違いしとる部分がありまして、住民票なり印鑑証明を出すときに、下のコンピューターですかね、あれを作動しないと出せないという思いがございまして、今回この質問をお受けする中で、これはソフトを変えりゃいいのかな。（発言する者あり）もうそのコンピューターと連動せんでもいいという、そういう話だったもんですから、ええ、そんなことかというようなことで、こういうあたり少しでも市民の方が満足できるような対応はさせていただきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ニーズがあるとかないとかは、その調査をしてないでどうしてわかるかということなん

ですよ。常にやっぱり役所の受付のところにアンケート用紙とかを置きまして、そして市政に対するお客様の満足度とかを、職員の態度とか、いいこと悪いこと、そういうものが記入されるような、そういうものを設置していただきたいと思います。

中間市の場合は、もう数年前に市長っていうか、市に対する提案箱が置かれてたけれども、いつの間にかどこかに隠れてしまった。市立病院は、私昔提案しましたら、それ以後ずっと続けられて、今は箇所も増やしてあるし、こうしたやはりお客様満足度のアンケートをとられてるわけですよ。直ちに同じ市政の中での病院と本庁でありますので、していただきたいと思います。

時間がありません。入札制度の改革改善のところで再質問させていただきます。

先ほども話しましたように、21年度福岡県内の落札率を確認させていただきます。

中間市は93%ですが、私がこの資料の国の調査の資料を読みますと、水巻町79.8%、芦屋町84.1%、遠賀町84.1%、岡垣町89.5%、直方市83.9%になっております。中間市を除いた平均落札率は84.3%になりますが、そこでこの私の言った数字には間違いないのか、担当課お答えしていただきたいと思ひますし、こうして近隣の市町では84とかの数字が出てますね。市長は私にいつもの答弁、悪影響を及ぼすと、地元の。しかし、企業努力もしていただきたいと思ひますし、他の自治体が落札率が低いからといって、業者のお茶碗をたたき落とすようなことをしてはないと思ひます。

中間市に財源が豊かにあれば、それは93でもよろしいでしょうけれども、ほかのところで近隣でこういう数字が出てるといふことは、やはりどこをどのようにしたら、もう少し業者さんの協力を得られるだろうとか、いろんなことが出てくるんじゃないかと思ひわけですよ。

そういうことで、例えば中間市が93.3を90%にしたら、どれくらいのお金が浮くのか、あるいはこの近隣が84.3ですから、85ぐらいにしたら幾らになるのか、簡単にお答えいただきたいと思ひます。契約課の課長。

○議長（井上 太一君）

五十田契約課長。

○契約課長（五十田信行君）

お答えいたします。

この国土交通省の調査が、平成21年4月1日から平成22年3月31日ですか、までが対象となっておりますので、その中での市の発注金額でお答えいたします。

これが90%に落ちたといたしますと、マイナス6,300万円、それから、遠賀4町ですか、これの平均でいきますと、84.37%になります。これで計算しますと、マイナス1億8,900万円という数字になります。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今90%であれば6,300万円、遠賀4町の落札率と比較すると、中間市の公共工事の執行総額約21億円が毎年前後しておりますから、1億8,900万円ですね。こういう金額になるということは、午前中から国保の問題とかで質問もありましたけども、私はこのお金があれば、小学校、中学校の扇風機の設置や、あるいは福祉やその他の教育に回すことができますし、さらには公共工事を増やして、市民の役に立つほうにも出てくると思っております。

そういうことで時間がありませんから、もうちょっとあれですが、中間市の場合是一般競争入札を導入してありますが、21年度に。まだ実施していない理由。本来、一般競争入札が原則で、指名競争入札は例外でやると理解していますが、指名競争入札を続けてる中間市は、その指名競争入札をすることの理由は、どこの項目に当たるのか。

3項目の中にありますけれども。234条及び地方自治法施行令第167条の規定をどのように理解し、解釈してるのかということ、施行令第167条では、指名競争入札できる場合を3項目にわたって示しておりますが、中間市の場合、市長は第何号に該当するとして指名競争入札をずっと続けられておるのでしょうか、お示し願いたいと思います。一言で結構です。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、地域性というのを私どもはまず一番に考えます。市内業者を主に私ども入札をかけておりますけれども、一般競争入札をすれば、これはどうしても資本力の強いところのほうが勝つわけでございます、それとなんといいですか、同じ材料にしてもまとめて買うところがどうしても強くなるという、そういうふうなこともございますし、一応いろんな地域性を考えた中で、指名競争入札というのをやっております。

一般競争入札にしましても、これはどこでもここでも入ってきて、さあ競争ということになれば、本当にこのような厳しい状況の中で、戦いになるわけでございます、そうすればやはり金を持つてる大きな会社が勝つというような部分がございまして、適正な見積もりをちゃんとやってくださいよと、そのやった中で競争してくださいよ、というその基本的なことがあるわけでございます。

○議員（1番 中家多恵子君）

済いません、お話中ですがけれども、わかりました。

○市長（松下 俊男君）

そういうふうな地域性を考慮しながら、私どももやってるということでございます。

○議員（1番 中家多恵子君）

聞いて驚くこと、90%でも6,300万円ですから、3年で幾らになるか、1億8,900万円だったらどのように回るのか、これでもって業者さんがつぶれるとかいうことはないんじゃないかと私は思いますし、ほかの自治体でやられてて、中間市でやられない。競争入札もやはりだれがどうあれしたかわからないような形でもってやっていけばいいと思いますし、小中学校の扇風機の設置でも、ほんと年間、福岡市の例でいくなれば、1カ月3,333円か、リースで借りられるということなんですよ。中間市がそういう形をとれば、131教室使ってるから、年間523万9,466円で済むわけですよ。だから、直方市の場合は、近隣の自治体を見てやられたんですかと言ったら、いや、僕は近隣の自治体は見てませんと。

○議長（井上 太一君）

中家議員さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい、終わります。現場の声を聞いて、この実情を放置してはならないということで予算化したということでございますので、お金についての税金の使い方をこれからもしっかりと精査しながら、市民のために仕事をしていただきたいことをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、5分間休憩いたします。

午後2時10分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 第3号議案

日程第3. 第4号議案

日程第4. 第5号議案

日程第5. 第6号議案

日程第6. 第7号議案

日程第7. 第8号議案

日程第8. 第9号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第2、第3号議案から日程第8、第9号議案までの平成22年度各会計補正予算7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

3月補正予算で公社の用地の買い戻し4,430万円ですか、これは買い戻されるという事は、何の目的で買い戻されたのか。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

その用地は、1回買い戻しまして、一般財源でやりまして、それからまた23年度売り払いを予定しておるところでございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

この買い戻し価格、買い戻しでもってすべてこの土地——この土地というのは、私が過去の開発公社の予決算書を見たときに、この虫生津の土地っていうのは、都市計画の中で虫生津公園をつくるっていうのが、もともと買った目的だったんですよね。それで、私11年12月9日の議会で当時の部長に、建設部長に虫生津は、これは公園にされるんですねって聞いたら、「存じません」っていうことだったんですよね。議事録が残ってますけれども。ですから、本来買い戻すっていうことは、目的は公園でないといけないわけですよ。

しかし、当時の責任者はここにもいらっしゃらないし、ですから、この土地っていうのは、私の記憶によると、平成6年ぐらいに買った土地では——5年ですか、ですから、物すごい塩漬け土地になってたわけですよ。今開発公社は、あとの残務整理で急いで、そしてこうした必要のない土地を買わされてた時代があった。そういうつけが今もこうして続いているというのが、中間市の行政ではないかと思うし、ですから、この土地の買い戻した、一応これでもってこの虫生津の公園という形で開発公社が買った土地は、すべて完了したんですかね。まだ残ってるんですかね。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成5年に取得しております。16年間経過しております。この土地につきましては、先ほど副市長申されましたように、平成23年度におきまして売却をする予定にしております。この土地はすべて完了いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております補正予算7件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 9. 第10号議案

日程第10. 第11号議案

日程第11. 第12号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第9、第10号議案から日程第11、第12号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正3件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第12. 第13号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第12、第13号議案中間市農事センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。植本種實君。

○議員(4番 植本 種實君)

農事センターの設置目的は、農業技術の向上と農村生活の向上の研修などにあります。廃止した場合、そういう研修はどこで行うのですか。

○議長(井上 太一君)

三島建設産業部長。

○建設産業部長(三島 秀信君)

お答えいたします。

このたび平成23年4月にオープンいたします地域交流センター内で、以上のことをやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

その地域交流センターに農事センターというような看板とか表札をつけますか。それと専用の部屋はありますか。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

地域交流センター、広い意味でいろんな方に利用していただきたいと思っておりますので、このたび農事センターという表札、表示はする方向にはございません。

それから、もう一つ何でした。（「部屋」の声あり）部屋ですね。部屋も共通の多目的に使っていきたいと思いますので、その都度市民の皆様のニーズに応じていくような部屋の構造にしておりますので、それに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

質疑はわかりました。後は委員会で討論したいと思います。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第13号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の建設上下水道委員会に付託いたします。

日程第13. 請願第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、請願第1号国民健康保険税の引き下げを求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、趣旨の説明を省略することにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本請願については趣旨の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の保健福祉委員会に付託いたします。

日程第14. 請願第2号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第14、請願第2号2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願の趣旨説明をいたします。

今年は、国民年金制度ができて50年になります。すべての国民が公的年金に加入し、老後が保障される国民皆年金と喧伝され半世紀が過ぎました。現在、国民年金のみを受給する人の年金額の平均は、月額4万8,000円です。今、50年たって無年金、低年金の高齢者が多数存在することが、現在の年金制度の欠陥を証明しています。

菅首相は、景気がよくないので年金は下げないと言っておりましたが、消費者物価指数の低下を理由に、年金を引き下げるといふように変わりました。このままでは0.3%の年金引き下げが実施されてしまいます。

小渕内閣のときに景気が悪くなり、物価が下がり、2000年度から3年間で1.7%の物価下落がありました。景気対策の一つとして、年金の引き下げは行いませんでした。年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税、所得税、住民税などが上がり続けたため、年金の手取り額が減り続けています。無年金、低年金者は特に厳しい生活に追い込まれ、電気代が払えないための熱中症死や受診抑制によって命を縮める事態さえ起きています。

特に、2008年には国際投機資金の投機による原油、穀物などの高騰に伴う異常な物価高に見舞われましたが、2009年度年金は据え置かれたままです。2010年の消費者物価指数の低下が見込まれていますが、低下の要因は薄型テレビ、IT機器などの値下がりや、高校授業料無償化などであり、生活必需品については値上がりも見られます。

年金受給額は国民所得の十数%に相当する大きさです。その低下は、今強く求められている国内需要の拡大に逆行することは明らかです。首都圏など大都市圏を除いて、地方経

済に占める年金収入の重要さはさらに大であり、その低下は地方経済に少なくない影響を及ぼします。

また、無年金、低年金者への一定の所得保障は、経済成長にも大いに寄与するものと思われます。よって、消費者物価指数の低下を理由に、政府が予定している2011年度の年金引き下げ改定に対して、その撤回とともに無年金、低年金者への緊急措置として、基礎年金の国庫負担分3万3,000円をすべての高齢者への保障を求める意見書を採択し、政府に送付することを求めるものです。

ちなみに、年金者組合は1989年の創立以来、21年間最低年金制度の創設を主張してきました。現在、1,000余りの自治体が最低年金制度の創設を求める国への意見書を決議しています。全国10万人の年金者組合は、年金や社会保障制度を充実させ、高齢者が住みよい世の中をつくる運動を進めるとともに、自らの生きがいづくりのため、旅行や趣味、スポーツなどのサークル活動や学習会などを行っています。

以上、ご賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今回の請願は、無年金の方、また国民年金のみを受給している世帯の方々が厳しい生活を余儀なくされている実態、これを見過ごすことはできません。

この請願は、議会でこの実態を審議、そして理解を深めていただいて、国への意見書を提出していただきたいと願っているもので、先ほど委員会付託を省略ということでしたが、ぜひ賛同していただいて、所管の委員会でこの意見書を提出をしていただくと、そのことを述べて賛成討論をします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより請願第2号2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願書を起立により採決いたします。本件は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

日程第15. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第15、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中尾淳子さん及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時27分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 中 尾 淳 子

議 員 下 川 俊 秀